

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから定例会第2日目の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐藤正美委員、副委員長に高橋保委員、以上のとおり互選されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、一般質問に入ります。

質問は、配付しております一覧表のとりの順とし、きのうの引き続きといたします。再質問は、自席で行うことを許可します。

順番に発言を許可します。佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） おはようございます。昨日の一般質問でも質問された各議員からお話がありましたが、日本じゅうを揺れ動かした悪夢のような東日本大震災から丸1年になろうとしております。被災地の方々の必死で頑張っている様子を見るたびに、一日も早い復興を祈られずにはいられません。幸いにも最近少しずつではありますが、被災された方々の笑顔が戻ってきたことを大変うれしく思うばかりであります。早くもとの生活ができるよう頑張ってもらいたいと願っております。

さて、ことしの冬は予想もしなかった大雪により、だれもが大変な苦勞と難儀をしたのではないのでしょうか。除雪作業等の事故による県内の死者の数が17人にも上り、記録が残る昭和50年以降、過去最も多い数だった昨年の冬に並んだとのことであります。3月5日時点で大雪に伴う県内の死傷者の数は、過去最多の302人でありました。相次ぐ事故発生のため、2月26日には吉村知事が「細心の注意を払い、安全第一の作業をお願いしたい」との異例のコメントを発表するなど、予想外の大雪に見舞われたことしの冬でありました。いまだに3月に入った最近でも除雪作業での事故が発生しているようであります。

また、雪による家屋や店舗、工場や倉庫、車庫などの倒壊も随分あったようであります。その多くが空き家であり、空き店舗であり、空き倉庫や空き工場のようにあります。空き家の倒壊で近くに駐車していた車の一部が破損した例もあり、中には所有者が東京に住んでいて10年以上も空き家で危険な状態のまま放置されていたものもあったようであります。このような空き家等が近所や隣にあったとすれば、大雪に見舞われる近年のような冬にはいつ倒壊するか心配で、安心してはいられない現状であろうかと思います。このようなことは、適正な管理がされていないために起こるもので、近隣住民等に不安を感じさせたり、迷惑をかけたりすること自体が問題であります。

そこで、通告しております空き野等の対策についてを質問し、町長の見解をお伺いいたします。町内には空き家等が近年多く見られるようになりました。これは、所有者の遠隔地への移転、あるいは死亡、または経済的事情などの理由などによるもので、大半の所有者が町内にいないものと思われ、こうした空き家等が今後ますますふえていく状況にあると思われます。こういった空き家等の中には、長年放置し、傷みがひどくなり、簡単に建物の内部に出入りができるようになっているものも見受けられ、不審者が侵入できる状態で、火災や犯罪につながる心配があります。また、屋根や壁が朽ちており、強風やことしの冬のような大雪には非常に危険な状態にあり、付近の住民に大変迷惑をかけている空き家等も見受けられる状況であります。

このような付近の住民に迷惑をかけている空き家等の管理について、秋田県横手市では空き家等の所有者に適正な管理を促す横手市空き家等の適正管理に関する条例を制定したそうであります。平成24年1月12日現在、横手市には900棟を超える空き家等があり、その数が今後もふえ続けることが予想され、管理が行き届いていない空き家等が放置された結果、事故が発生し、他人に損害を与えるような場合もなきにしもあらずであり、横手市空き家等の適正管理に関する条例はこのような危険を防止するため、空き家等対策の原則を定め、所有者に適正な管理を促す基本的なルールを定めたものであります。

同様に秋田県大仙市でも、住民の安全、安心な生活を守るため、大仙市空き家等の適正管理に関する条例を昨年12月議会で制定し、1月にはこの条例に基づき、空き家の所有者に文書で建物の解体勧告をしたそうであります。期限までに解体しなければ14日間の弁明期間を設けた上で措置命令を出し、応じなければ行政代執行の手続に入る方針とのことでありましたが、結果的に所有者が市の勧告に応じなかったため、3月5日、行政代執行が行われ、建物が解体されている様子がテレビで放映されておりました。この建物の近辺には学校も近く、子供たちが通学する通学路にも近かったということでありました。なお、解体費用は所有者本人に請求することになるそうであります。

新聞の報道によりますと、このような空き家等の適正管理のルールづくりの動きが山形県内の幾つかの自治体でもこの3月議会の中でのやりとりで見受けられるようになりました。例えば酒田市では、市議会3月定例会に条例案を提出するとの報道がありました。その条例案によりますと、常に無人状態の建物と敷地のうち、老朽化や強風、積雪などで倒壊、建材の飛散、落下の危険性のあるもの、建物などに簡単に侵入できる状態で火災や犯罪につながる可能性のあるもの、草木が著しく茂り、病虫害発生のおそれがあるものなどを管理不全な状態と定義しているようであります。条例が制定されれば県内で初めてとなります。また、南陽市においても、安全や景観などの面で見過ごすことのできない行政課題として、空き家等対策条例を制定している自治体から情報を収集して検討していくとのことでありました。同じように米沢市や西川町でも条例を制定する方向で検討していくとのことでありました。

基本的には、空き家等は個人の財産、所有物であり、所有者から管理の責任を果たしていただかなければならないことは当然のことですが、管理不全な状態で近隣住民に不安を与えたり、迷惑をかけたりしている町内の空き家等があればほうっておくわけにはいきません。早急な措置を講ずる必要があるのではないのでしょうか。快適で安心できる町づくりのため、道路の整備や交通体制の整備も大変大事なことでありますが、危険な空き家等への対策や手続を体系化し、近隣住民の安全、安心な生活を守ることも大切な行政課題であろうかと思えます。さらに、年々進む高齢化や少子化により、今後管理不全な空き家等がふえていくことが心配であります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。1つ目、今町が把握している町内に存在する空き家等、家屋や作業小屋及び事務所等の数は。また、そのうち所有者が把握されている空き家等の数、把握されていない空き家等の数。

2つ目、町が把握している空き家等の中で現に危険な状態となっているものの数は。老朽化が著しく、建物の倒壊のおそれのあるもの、その建物が犯罪や火災等を誘発するおそれのあるもの、その建物が周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるもの。

3つ目、当町でも地域住民の安全、安心な生活や景観などを守るため、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、適正な管理のルールを定めてはどうか。

以上、町長の考えをお伺いいたします。前向きな答弁を期待し、この場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤勝徳議員のご質問、空き家等の対策についてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、廃屋や長年放置された空き家等は、近くの住民にさまざまな悪影響を及ぼしており、町にも最近複数の苦情が寄せられています。町景観を損ねることはもちろん、防災、防犯面でも社会問題化されており、ある集落では4戸もの空き家があり、対応に苦慮していると聞いています。また、駅前地区にある空き家については、草木が生い茂り、害虫などが繁殖し、困っている、老朽化し瓦れきが飛んでくる、防犯上危険などの声が出ております。老朽化が著しく、通学路にもなっていることから、町としても再三所有者に対策の申し入れをして、その都度対応をしてもらっているところですが、一時的なもので、根本的な解決には至っておりません。このほか、ごみが捨てやすく、不法投棄を助長したり、子供たちのたまり場となったり、火災発生の可能性の心配もあります。

適正な管理がない空き家が徐々に危険な老朽空き家に変貌する要因としては、所有者における解体撤去費の捻出が難しいことが考えられております。空き家対策について利活用を優先として空き家バンク制度に取り組んできたところではありますが、長年放置された空き家については、住民の生活の支障となっていることから、撤去についても検討の必要があると考えております。

山形県においても、利活用を超えた対策が必要との判断から、昨年から関係部局での空き家対策検討会の設置、本年1月には全市町村への空き家の有効活用等の促進に関するアンケート調査の実施を行い、今後の対応方針の検討を行っております。

1点目のご質問、町内に存在する空き家等、家屋や作業小屋等の数は、そのうち所有者が把握されている数、把握されていない数についてはありますが、町内の空き家の有効活用として真室川町空き家情報登録制度、空き家バンク創設の際の平成19年5月における調査時点では、空き家総数131戸で、有効活用が可能と思われる空き家は42戸で、残り89戸は困難と思われる状況でありました。現時点でのそれぞれの状況については、それが空き家かどうかについては個別の調査が必要となりますので、把握はされていないところであります。

2点目の空き家等が現に危険な状態になっている建物の数はありますが、昨年6月に町内巡回の不法投棄パトロールの際に長年放置されていると思われる空き家50戸を確認しております。詳細に調査すれば実態としてはさらに多いと推測しております。空き家の実態としては、1、死亡、転出、転居等による空き家、2、夏とか冬だけの一時的空き家、3、売買予定中の空き家、4、解体撤去予定の空き家があり、調査時点では空き家であっても、数年後に解体撤去をされたり、所有者がかわった物件もあります。空き家の実態を調査するにしても、常に動く数値でもあり、詳細の把握が難しいために今後の調査に当たっては各区長さんのご協力をいただきながらその把握を行いたいと考えております。

次に、3点目の地域住民の安全な暮らしを守るため、空き家等の適正管理を行う条例等を整備し、適正な管理のルールを定めることについてありますが、近年の豪雪で損傷の度合いがさらに進み、外壁の一部が欠けたり、屋根がはがれ、危険化している建物も少なくないようです。対策で厄介なのは、行政も簡単には手を出せないことです。無断で立ち入ったり、家屋を撤去することは、民法で定められた所有権を侵すことになり、撤去などは所有者の同意が不可欠で、行政は手をこまねいているのが現状でありました。必要な措置をお願いする場合も、所有者や相続人がわからない場合や所有者がわかっても拒否される場合などは手の施しようがありません。本来は、所有者の責任で対応すべきことですが、最近は全国的にも社会問題化されており、安全、安心の町づくりの観点から何らかの対策が必要と考えております。

議員がご紹介された秋田県横手市、大仙市の取り組み等については、町民の方より横手市空き家等の適正管理に関する条例の資料をいただいておりますので、今後参考にしてまいりたいと考えておりました。

県内では、山形市が昨年7月に老朽危険空き家対策事業実施要綱を定め、対策に取り組んでおり、地域の防災、防犯等の居住環境の向上を図るため、一定の要件を満たす老朽危険空き家住宅について除却することができるとしております。その要件としては、1、住宅が建ち並んでいる場所にある空き家住宅で、長年にわたり使用されず老朽化し、周囲に危険を及ぼしてい

るか、または及ぼす可能性があること、2、所有者から土地と建物が市に寄附、または無償譲渡されること、3、整備した公共空間を地元住民で日常的に維持、管理できること、4、所有者が市税を完納していることとして4つの要件を条件にして、市が老朽危険空き家住宅の撤去に着手しています。

当町における空き家対策としては、県が24年度に策定予定の指針により対応の指導も受けながら、所有者による適正管理、利用可能な空き家については今後も空き家バンク制度の活用や空き家店舗対策として有効活用、やむを得ず措置を講ずる場合のルールづくり等を検討してまいりたいと考えております。まずは、早々に実態の調査に着手いたしますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 町内の空き家等に対する今私が質問した数とか、それから大変危険な空き家等の情報についてのご答弁をいただきました。この中にありました横手市、あるいは大仙市、横手市の条例、これは町民からいただいたということではありますが、大仙市のものについてうちのほうで手に入れております。これは、ほとんど横手市の条例が最初だったものですから、大仙市はそれを参考にしてその条例をつくったということでもありますので、大体中身は同じであります。ただ、こういったことで大仙市が行政代執行をやって4戸の倉庫と車庫を解体したというような、NHKのテレビでありましたが、ニュースが何度も流れました。これは、秋田県内でも行政代執行でそういった空き家を解体したというのは初めてだということでありました。大変私も関心を持ってそのテレビを見ておったのですが、うちの町でももしかしたらこういうことが将来出てくるのではないかなと、そんな心配をしながらそのテレビを見させていただいたところであります。

ところで、これからいろいろ検討するということでございますが、1つ参考までに、今これから空き家の状況を調査するというのが、実態の調査から着手したいということでもありますので、参考までに先ほど私が申し上げました大仙市の例を少しお話をさせていただきたいと思っております。参考にしていただければと思います。まず1つは、空き家情報の調査であります、これは大仙市も横手市もほとんど区長さんをお願いをして、区長さんのアンケートでもってその数を把握している。そして、その中で今本当に危ないのだよというものについては特に厳重に調査をしていただいて、実際市の職員がそこに出向いてそれを確認した上で、これは危険なのか大丈夫なのかということを確認しているそうであります。そして、そういった確認をした結果、今度は空き家の情報をいわゆる地域の方々と共有するために空き家情報地図システムというものづくりまして、市の地図の中にどの場所にどういった危険な空き家、それから危険でない空き家、これ話がおかしいかもしれませんが、空き家がどういう状況になっているのかということを市の地図の中に落としているそうであります。そして、作成した地図については、

地区内の区長さんや、あるいは民生委員さん、あるいは消防団、自主防災組織などに配布をして、ふだんの生活や見回りの活動に活用していくということで、今その地図が今年度内に完成の予定ということでございますので、間もなくその地図が恐らく完成するのではないかなと思いますので、そういった情報ももしできれば大仙市あたりに問い合わせをしてお聞きいただければと、そんなふうに思います。

何といってもいろいろこういった空き家が我が町もあるということでございますので、実際道路に面した空き家も私たちも見ているわけでございまして、そこは子供たちが毎日通学する通学路にもなっている場所もあるようであります。ぜひそういったことをいち早く町で何とか手を打っていただきたい。もしできれば先ほど私が申し上げた空き家等の適正管理に関する条例をつくってちゃんと町で管理していただきたいと思うわけでありましたが、まずもう一度この条例をつくることについて、どうですか、町長。町長からお伺いをしたい。

そして、もしできれば、まだまだ空き家があると思います。実は、私ごとで大変恐縮なのですが、私もうちの隣の持ち主の方が死亡した空き家を、私はだれからも頼まれたわけでもないですが、冬には一生懸命雪を掘ったり、あるいは屋根の雪をおろすまではいきませんので、そういったつぶれないように管理をしております。大変難儀であります。そういったことが、もしかしたら町内でまだやっている方もいらっしゃるかもしれません。そういったことも各区長さんあたりから情報をいただいて、ぜひ町の空き家の適正管理に関するルールをひとつつくりていただきたいと、そんなふうに思いますので、最後に町長のお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 先ほどの答弁の中にもあったわけでありまして、本当に小学校の通学路になっているというところで大変危険でありまして、ずっと話はしてきているのですけれども、わかっている人がいるのですけれども、なかなか対策を講じてもらえないというようなことであります。実際私も知っている方なものですから、除雪なり屋根の雪おろしするお金がかかるのであれば、土地を売って、それで取り壊しをすればできるのではないかというような話をしているのですけれども、なかなか実現してもらっていない実情があります。また、駅前通りでも新たな空き家が出てきたり、子供の通学にも大変心配をしながら来ているところでもあります。資料もいただきながら話を検討してきておりますので、県内の動向も見ながら進めてまいりたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を許可します。佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） おはようございます。大震災からはや1年、毎日のように関連報道が流れてきていますが、反面、一向に復興の進みぐあいが見えない、そんな報道を見ていると本当にいら立ちさえ感じています。一日でも早く復興されて、安心、安全で生活できるように日々願って、

この場から質問させていただきます。

12月の一般質問のときに栃木のAさんのお話をしましたが、それからまだ交流が続いていて、何とこの真室川町の豪雪、山形県の豪雪という話を天気予報で日々見ていたそうです。それで、豪雪見舞いというところでとちおとめのイチゴをいただきまして、皆さんにお配りしたかったのですが、賞味期限があったので、我が家でいただきました。そして、またお返しには真室川町でとても有名なハウス栽培の雪ウリや、あとはウド、それからタラノメなどをこちらの名産品ということでPRを兼ねて贈らせていただきました。そのような小さな交流でもいいですので、皆さん一人一人が心がければ、お互いに宣伝効果なり、町のPRにつながっていくのではないかなと、日々私も努力していきたいと思いますので、皆さんもぜひ努力していったらいかがでしょうか。

さて、2年ほど前になりますが、一枚の広告が目にとまり、最上町で開催されたセミナーに参加しました。講師は、新庄市出身、東京在住の松田綜合法律事務所、弁護士松田氏であった。セミナーの内容は、第1回の「今なぜ農商工連携なのか」から始まり、地元密着型企業のあり方と経営者に求められる能力のスキルアップを図り、企業の競争力を高めるとともに、農商工連携による新たなビジネス、農村地域の豊富な資源を活用した起業の創出を図るという内容の4回の構成であった。私が特に着眼したのは、農商工連携による新たなビジネス、農村地域の豊富な資源を活用した起業の創出である。何とも魅力的である。農商工が連携することによって、販路の拡大、流通がなされる。つまり町の活性化につながるのではないかと考えています。

「今なぜ農商工連携なのか」と掲げ、それは町おこしにつながると言い切る。農業イコール生産、商業イコール販売、販路、工業イコール建設、この3つがうまく連携していくことができれば起業の創出が成り立ち、さらに新たなビジネスへと開かれていくと。真室川町に置きかえますと、真室川ブランド品に多くのものが認定されているように、自然豊かな環境ですから、おいしいものがたくさんあります。ただありますでは販売につながりません。いかにしてPRしていくかが重要なポイントだと思います。

また、四季折々さまざまなイベントが盛大に開催されています。農業の分野においては、米を初め、ニラ、ネギ、タラノメなど、県のトップレベルにあります。食文化においては、今年の11月に開催された食の文化祭、とてもおいしく、盛大に終わりました。大盛況に終わったのはよかったのですが、果たしてそれで満足していいものなのでしょうかという疑問が残ります。いえ、そうではなく、終わった時点から新たに始まり、つまりいかにして継続していくのが重要なことだと感じました。つまり100%達成ではなく、120%達成までこぎつけていくことが真の完成だと思います。今後また引き続き開催され、さらに農商工連携による新たなビジネスとなることを願いたいと思います。

2年前に作成、販売された「娘に伝えたい郷土食 あがらしゃれ真室川」の料理本も反響を

呼び、増版までして販売したと聞いています。そのように大好評だったというのであれば、もちろんレシピどおりに試作した方もいますでしょうし、また自分でつくれないのならぜひ食してみたいという方が多くいるはずです。過去に一般質問の中で町内で食する場は持てないのかとお聞きした経緯があります。そのときは、各食堂でそれぞれに持ち味を生かしたメニューの努力をしているようであるからという答弁がありました。少し考えましたが、それではやはり本当の仕事が達成されていない、まだ途中の段階にあると思います。そこで、プラス20%、町で食できるメニューをピックアップし、PRしていくべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

1、農商工連携について町の考えを伺う。

2、「あがらしやれ真室川」のメニューをピックアップし、町で食できるようにPRしていく考えはないのか。

次に、議員になりたての6月議会において、保育ママはご存じかといきなり始まった一般質問、2009年7月27日より山形でスタートした制度で、補助員の人件費は市が助成し、待機児童の解消、仕事と家庭の両立、支援につながるという県内初の事業である。2年が経過し、保育ママも当初6人だったのが22年に4人、23年に4人と増員しているそうです。大変よい方向でサポートしている様子で安心しています。引き続き支援をしていただきたいものです。ただ、1つ気になったのは、先月の2月、新聞記事の中に県内の待機児童数が昨年10月現在で230人もいるということです。町では余り聞いたことがありませんが、いるのでしょうか。10人でもいいですから、引っ越していただきたいものです。

さて、町の人口ももはや9,000人を割るのも時間の問題とささやかれています。過去をさかのぼって平成17年からの出生数を調べたところ、17年、58人、18年、60人、19年、56人、20年、55人、21年、56人、22年、36人、23年、51人と、極端に少ない22年度を除いても56人ぐらいで推移しているようです。町全体でこのような出生数しかなくなっている現在、何とか出生数を上げる対策を講じていかなければなりません。町全体でこぞって考えていかなければならない大きなテーマだと思います。他人事ではありません。自分のことだと思って皆が協力し合っていかなければならないときだと思います。

少子化が大きな社会問題になっている事態を受けて、ある新聞社の報道記者が2008年に出生率の回復が著しいフランス、福井県で取材し、現状や施策などをリポートした内容を見たり、記者ご本人の講演を聞いた経緯があります。これが対策の決め手というような対策は1つではなく、行政、企業、地域、家族などがしっかり取り組むことで障害が除去され、安心を生み、結果的に出産増につながっていくというのである。フランスについては、一時は1.65まで落ち込んだ出生率が2.0までアップしたという。要因として、子供の数がふえるに従って増額される家族手当など、手厚い金銭的援助や充実した託児システムなどにあるという。

また、福井県については、共働き率全国１位、本県は２位です、や３世代同居率全国２位、本県は１位など、本県に似たような社会環境にあって、保育サービスの充実、シニア層の子育て支援の増加、結婚支援などの施策が出生率アップに貢献しているという。福井県に学ぶすみずみ子育てサポート事業を少しピックアップしてみますと、子供の一時預かりや家事支援を利用できる料金が１時間３５０円、本来なら７００円のところを半分を県と市、町が補助し、利用者の負担を軽減している。子供を産んでもらうにはまず結婚。このまず結婚を行政が支援しているところに着目していただきたい。具体的には、若者が出会うイベント開催への金銭的支援や結婚相談員の事業委託である。山形県も出会いの場を創出する団体などを支援する結婚しやすい環境づくり推進事業を展開しているが、福井県の規模は県の２．４倍だといいます。俗に言う婚活には行政の支援が重要なのではと痛感します。

まず結婚もそうですが、町なかをぐるりと見渡してみますと、空き地、空き家など結構目につくような時代になってしまいました。この空き地などを利用して子育て支援ハウス、つまり子育て支援住宅づくりに着手できないものでしょうか。例えば真室川保育所跡地、現在どんな状況にあるのでしょうか。一時期住宅地や公園になど、案が出なかったこともあったような記憶があります。また、町営住宅にしても何らかの方法で子育て支援住宅づくりに移行していく手だてもなきにしもあらずと思いますが、子育て支援住宅があったら若者の定住が可能となり、人口増にきつとつながると思います。

以上の中から伺いしたいと思います。１、出生した際に金銭的援助や子育て支援の充実など、新たな対策を講じていく考えは。

２、真室川保育所跡地及び町営住宅等を利用した子育て支援住宅づくりの考えは。

以上、お願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤成子議員のご質問、町おこしにつなげるための１点目、農商工連携についての町の考えを伺うについてお答えいたします。

地域では、農林水産物やバイオマス資源、自然エネルギー、風景、伝統文化などのさまざまな特色ある地域資源があり、これらの資源を有効に活用するため、農林業者と商工業者が互いの技術とノウハウを持ち寄り、新商品やサービスの開発、提供、販路拡大を目指す取り組みが農商工連携とされており、国においては平成２０年５月に農商工等連携促進法が施行され、多様な支援により国を挙げて総合的に推進されているところであります。当町は、これまで農業を基幹産業とし、米や木材を中心とした１次産品生産を主体にしており、商工業との連携した取り組みは多くなかったところですが、地域経済の活性化を図るためには農林業者と食品関係事業者がお互いの経営資源を有効に活用しながら有機的連携を進め、新商品、サービスの開発に取り組むことでお互いの経営改善を図り、地域の雇用や就業機会を拡大させていくことが必要

であります。しかしながら、農業者側では市場出荷販売を主体とする経営がほとんどで、連携、開発の機運を高めるためにはノウハウや技術と人材の確保が必要であります。また、町内の食品加工業者は、平成22年工業統計調査によりますと6社と少なく、町内産の原料は一部で調達されているものの、連携する段階まで進んでいないのが現状であり、製品開発による効果を上げるためには相当なコストと時間が必要であるという現実もあります。町としては、課題解決に向けて、地域の食資源のブランド化を基本方針として、1、平成20年度より特産品開発支援事業を実施し、農業者と菓子業者が連携した商品開発を含めた10件の事業について支援、2、真室川ブランド認定事業により販路拡大支援を目的に27品目を認定、3、流通、食品開発の専門家を招致しての食品開発セミナー開催による新規商品開発への支援などを実施しているところです。今後もこれらの事業を継続するとともに、国や県の各種事業制度を活用して施設整備と資金調達への支援、商談会、販売促進会など販路拡大や加工技術取得のための情報の提供、外部専門家との連携などを総合的に進めてまいりたいと考えています。

ご指摘の食の文化祭ですが、昨年11月22日に真室川ブランドに親しむ夕べ「まむろがわ逸品展2011」を開催いたしました。出店者はもちろん、町民の皆さん一人一人がセールスマンになっていただくべく、真室川ブランド認定品や新規開発特産品のPRと求評を目的として開催したのですが、町内外より約400名が来場し、一定の成果を生み出せたものと考えております。逸品展については、地域内でのPRの場と位置づけ、開催方法を検討しながらさらに効果あるものとなるよう計画してまいります。

次に、2点目のご質問、「あがらっしゃれ真室川」のメニューをピックアップし、町で食できるようにPRしていく考えはないかについてお答えします。このご質問に関しましては、平成22年9月議会でも答弁しているところですが、「あがらっしゃれ真室川」は「娘に伝えたい郷土食」を副題としており、季節ごとの郷土食や年中行事が生活様式や食生活の変化とともに失われつつあるのではないかと危機感のもと、まず家庭で、そして地域全体で継承していくための資料として作成したところです。また、郷土食や行事食に加えて、地域の食にかかわる情報として年中行事や方言、食材のしゅん、そして真室川ブランドとして認定した自慢の食材を取り上げ、真室川の古くてなお新しい魅力として広く伝わる一冊となるよう、町、食生活改善推進協議会の協力のもと編集を行い、平成22年3月に発刊したところです。こうした食文化継承のための資料目的で作成したレシピ本にもかかわらずこれまで約4,000冊を販売し、真室川の生活文化を観光的な資源としてまでの評価を受け、時代のニーズとして真室川の食文化が評価され、観光や交流事業の資源としての可能性を見出したところでもあります。

ご承知のように町内において郷土料理をメニューとして積極的にPRしている飲食店は現在ありませんが、特に遠方からの来町者のニーズは相当数潜在するものと考えられます。しかし、現在の観光者の規模からすると、郷土料理をメインメニューとして飲食店単独としての常時メ

ニュー化することは現実的に困難なように考えられます。ただし、原木ナメコを共通テーマとしてメニュー提供する原木なめこダイニングが飲食店団体うぐいす会により実施されており、今後も他のメニューの提供も含め、PRの面で支援し、定着、拡大できるよう働きかけてまいります。また、梅里苑での季節限定献立として、一部ではありますが、お客様の要望に応じて提供を行っておりますので、さらに積極的にPRしてまいります。これらに加え、季節的に段階的にでも町内飲食店にメニュー化や季節限定メニュー化を呼びかけ、町外向けにPRし、特徴化していく、あるいは郷土料理をテーマにしたツアー開発を進めるなど、段階的に進めることが大切であると考えており、関係事業者の皆様には必要に応じて各種事業を活用した施設整備等の紹介や相談などの支援を進めてまいりたいと考えております。さらに、こうした食文化が資源として地域全体で継続的に維持、継承されていくことが何よりも重要なことと考えますので、地産地消、食育の推進という観点においても、若い世代を対象にした郷土料理教室の開催など、普及啓発の取り組みを強化していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、少子化対策についてのご質問にお答えいたします。1点目の出生した際に金銭的援助や子育ての充実等、新たな対策を講じていく考えはについてであります。昨年12月定例議会においてもお答えしているとおり、町の子育て支援、少子化対策は次世代育成支援対策推進法に基づき、就学前児童や小学校在学児童の保護者のアンケートや各種関係団体からの意見や町地域福祉計画推進委員会次世代育成支援部会での検討をもとに策定した真室川町次世代育成支援行動計画に即して、現金給付から各種の子育て支援施策の充実を図る現物給付へ展開し、総合的な次世代育成支援を行っております。

政府は、現行の子ども手当を平成24年度から児童手当法の一部を改正し、子どものための手当に制度を変更するとともに、平成25年度から子供の育ち、子育て家庭を社会全体で支える制度の施行を目指して、現国会で子ども子育て支援法案及び総合こども園法案を提出、審議する予定とのことです。これと並行して、子育て支援施策にかかわる財源見直し、地域主権改革に伴う地方自治体への事務移譲と一般財源化等行われており、これらの法案や関連法案の成立、制度内容、国と地方の役割、財源の見通しが立ち、市町村新システム事業計画を策定する段階で地域のニーズを的確にとらえ、各層の意見を踏まえた総合的な子供子育て施策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2点目の真室川保育所跡地及び町営住宅等を利用した子育て支援ハウスづくりの考えはについてありますが、真室川保育所跡地の状況ですが、定住促進を図る目的で宅地造成を計画したところですが、敷地面積が3,000平米以上であることから開発行為に該当するため、近隣者の同意を必要とすることから、2回ほど地元説明会を開催してきましたが、宅地化への理解が得られず、緑地空間の確保を強く求められ、同意を得られる状況にないことから中断している

状況にあります。

議員が言われる子育て支援ハウスとは、他市町村では子育て支援住宅と称している子育てに適した広さや設備等を備え、地域で必要な子育て支援サービスも受けられ、安心して子供を産み育てることができる居住環境が整っている住宅としての前提で答弁をいたします。町営住宅を利用した子育て支援住宅整備ですが、町で保有する町営住宅では、東町住宅が昭和36年から41年の建築で老朽化が甚だしいことから、退去後は政策空き家として解体処理を行っており、唯一空き地を保有している町営住宅地です。当初20戸あった住宅は現在10戸となっておりますが、ストック住宅が点在していることから、新たな住宅の建てかえを行える土地利用の環境には至っていない状況にあります。また、町営住宅のストック計画の見直しを図る目的で平成18年度に作成した真室川町住生活基本計画で、東町住宅用地も公営住宅での建てかえの予定地として計画しております。

子育て支援住宅の整備は、県内では舟形町と大蔵村、白鷹町などが行っておりますが、公営住宅整備事業で整備したものではないとのことです。入居世帯条件を特定し、家賃の低減を図る子育て支援住宅の整備は、公営住宅整備事業等補助が得られず、低家賃に対する公的賃貸住宅家賃対策調整補助金なども得られません。舟形町と大蔵村の子育て支援住宅は、3LDK、5戸の集合住宅2棟で10戸、白鷹町の子育て支援住宅は、木造平家、2LDK、戸建て12戸、1団地となっております。入居資格として、小学校までの子供がいるか出産予定のある世帯で、市町村民税を滞納していないことや町内会への参加義務などの条件が付されており、また子供が小学校を卒業するまでの期限つき入居となっているようです。家賃は、扶養する子供の人数によって軽減され、舟形町では3万円から4万3,000円、大蔵村では3万円から4万円、白鷹町では3万円から3万5,000円となっているようです。子育て支援住宅の整備には、財源や入居期間の制限、家賃等の公営住宅との整合性などの問題がある一方、子育て世代の定住や転入などの効果も期待できることから、今後の研究課題としていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 町おこし関連のほうからですけれども、鮭川村では既に昨年から鮭川地域資源戦略会議が組織されており、町行政が事務局に、商工会やNPO、そして農業者など多様な団体が協力しながら活動を展開しているそうです。町でもやる気のある職員の方が多くいるものと私は確信していますので、ぜひそのように協力体制を強化する考えはないのかお聞きしたいと思いますし、また当町におきましては過去に立ち上げられた器の会がありましたが、時折イベント等では拝見してすばらしい作品を見ることができます。漆の器は、駅と森の停車場、それから梅里苑のところとか、あとはまごころ工房ではよく目にしますが、器の会の作品がなかなか目にすることもできなく、販売できるのであれば販売する方向で、展示スペースやそうい

うふうな販路というのまでを町では設置できるような体制はできないものかと、まずこの2点お聞きします。

○議長（佐藤忠吉） 質問者に申し上げます。

器の会の件については、あなたは通告しておりませんので、それ以外のことについて質問をしてください。

○3番（佐藤成子） では、1点、多種多様な団体が協力しているお隣鮭川村のそういうふうな事務局に行政が携わっているというふうな考えについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 商工会の資料等にも載っていたようであります。役場が事務局ということですが、その立ち上げに携わったというのは民間の人たちが先んじて、商工会も含めてなわけであります。そういう組織があって活動しているということは認識しております。それは、あくまでも民間の人たちが先頭になって町に対して要望なりやってきて、今実際行っていると聞いて、単独で国のほうまで直接出向いて、町関係なく出かけていろいろな補助金等活用しているというようなことを聞いているところであります。町内でもインターネット等を利用しながら活動しております。そういうことは大変いいことだと思っておりますので、そういう方が、ただ待っているだけではないですけれども、地域の資源を生かしながら地域の貴重の生物を、そういうNPO活動もやっているようであります。鮭川よりもそういうことに関しましても真室川はあるわけでありまして、そういうことを参考にしながら、そういうNPOの団体の皆さんと話をしながら協力できるところはやっていきたいとは考えております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） それでは、少子化対策のほうからですけれども、国や県の見通しは確かに重要なポイントになると思うのですが、まず子供がいなくなると町は消えるというふうな感覚は皆さん当然お持ちのことと思います。例えば第5次総合計画基本構想が策定されてまず2年目になりますが、農業や福祉などについては着実に進められているように感じているのですが、やはりこのときに何らかの形で今この時点で少子化対策に着眼して補助、助成を図っていくべき真室川のやり方というのを、確かに本当に国、県を見ないと予算もつかないとかあると思うのですが、例えば事業計画は3カ年とあるわけですから、あと2年あるわけですが、ことしと来年と。その中でちょっと広い目を持って組み入れていくという考えはないでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） きのうの質問の中にもありました。町単独でもいろいろな考えを講じながらやっていかなければいけないと思っております。先ほど議員が言われました全員で、みんなでやっていかなければというようなことも言ってもらいましたし、お寺の和尚さんからお墓を守る人がいなくなってお墓がなくなっていくというようなことも聞いておりまして、そういう時

代になってきた、これは今始まったことではないのですけれども、そういう危機感を持ちながらやっていかなければと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を許可します。大友又治君。

○7番（大友又治） さきに通告しておりました健やかな町づくりのために食育の推進をについて質問させていただきます。

21世紀の我が国をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に、平成12年から計画期間10年間の21世紀における国民健康づくり運動、健康日本21が展開されています。平成20年に改正され、運動の期間を平成24年度までとし、運動の評価は平成22年度から最終評価を行い、その評価を平成25年度以降の運動の推進に反映させることとなっています。さらに、健康づくり施策を推進する法的基盤として健康増進法、食育に関する基本理念や国、地方公共団体等の責務等を定めた食育基本法が制定されました。

食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、平成17年6月に制定、7月に施行されました。最終改正が平成21年6月になされました。国は、この法律に基づき、平成18年3月、5年間に取り組む施策や数値目標を定めた食育推進基本計画を策定し、都道府県、市町村、関係機関、団体等とともに食育を推進してきました。その結果、すべての都道府県における食育推進計画の作成、実施、食育の推進にかかわるボランティア数の増加、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加、また家庭、学校、保育所等における食育が確実に推進されてきています。しかし、食生活の乱れから来る糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子供の朝食欠食、家族がいながらコミュニケーションなしに1人で食事をとる個食、青年層の朝食欠食、高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増してきています。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度から27年度までの5年間を期間とする第2次食育推進基本計画を平成23年3月31日、食育推進会議で決定しました。今後の食育の推進に関する施策の基本的な方針として、以下のように3つの重点課題及び7つの基本的な取り組み方針を定めています。重点課題として、（1）、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進。（2）、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進。（3）、家庭における共食を通じた子供への食育の推進。基本的な取り組み方針として、（1）、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成。

（2）、食に関する感謝の念と理解。（3）、食育推進運動の展開。（4）、子供の食育における保護者、教育関係者等の役割。（5）、食に関する体験活動と食育推進活動の実践。（6）、我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向

上への貢献。(7)、食品の安全性の確保等における食育の役割となっております。また、推進に当たっての数値目標も11項目ほど掲げられております。次に、食育の総合的な促進に関する事項として、(1)、家庭における食育の推進。(2)、学校、保育所等における食育の推進。(3)、地域における食育の推進。(4)、食育推進運動の展開。(5)、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等。(6)、食文化の継承のための活動への支援等。(7)、食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進。それぞれに現状と今後の方向性、取り組むべき施策が掲げられています。

県は、平成18年12月に策定した食育推進計画で、食に係る礼儀作法、食に感謝する、食による健康づくり、食を気遣う、コミュニケーション、食を楽しむ、食文化の継承、食を学び伝えるの4つの施策を柱に据え、命をいただくことへの感謝の気持ちや規則正しい食習慣による健康増進、家族や友人、職場の上司や同僚との食を通じたコミュニケーションの推進、生産者等と子供たちとの交流や農業体験活動等を通じて先人から受け継がれてきた地域の食材や食文化の継承など食育の推進に努めてきました。平成19年3月には地産地消推進計画を策定し、生産者と消費者との思いがつながっていくように地産地消の県民運動を展開してきました。その結果、食育や地産地消に関する県民の関心が高まり、学校給食における県産農産物の利用等が進むとともに、学校と地域の団体との連携などによる多様な食育啓発活動が実践されています。また、県産農産物の直売活動、新聞商品開発等の取り組みは拡大しているとの検証がなされています。しかし、いまだに朝食の欠食が見られることや肥満や過度の痩身、生活習慣病などの健康問題が依然として存在するなど、課題が多い現状となっています。これまでの成果と課題、社会情勢の変化などを踏まえ、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育と地産地消を今後さらに一体として進める必要があるとのことです。

平成23年3月、山形ならではの食でつくる心も体も健康な生き生き社会と農への共感でつくり出す活力社会の実現を目指す第2次の食育・地産地消推進計画、計画期間が平成23年度から27年度までの5年間、これを策定しました。この計画は、食育基本法第17条に規定する都道府県食育推進計画として位置づけ、また地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条に規定する地域の農林水産物の利用の促進についての計画として位置づけています。なお、第5次山形県教育振興計画、やまがた食の安全・安心アクションプラン、健康文化やまがた21計画、現山形県健康増進計画、山形県産業振興プラン、山形県農林水産業振興計画等と連携、補完をしながら効果的な推進を図ることとなっています。県についても数値目標11項目を掲げております。

町は、平成20年3月、地域の特徴を踏まえ、健康、教育、生産から消費まで多面的に求められる食育について、真室川町らしさを生かした町民運動として推進していくため、真室川町食育推進計画を策定しています。平成22年6月に真室川町食育・地産地消推進計画に改正をして

います。計画期間は、平成19年度から23年度までの5カ年、今年度が最終年となります。第2次の食育・地産地消推進計画の策定に向けて推進委員会が開催されていることと思います。推進員の選定に当たってですが、8020運動、80歳まで自分の歯を20本確保しようという運動です。それから、歯・口の健康と食育～嚙ミング30を目指して～、つまり1つのものを30回かみましようという嚙ミング30を目指してなど、口腔機能の発達、維持が食育と密接な関係にあり、歯科医師、それから高齢者の立場の推進員も選定すべきだと思います。第1次計画の数値目標に対する達成状況の把握や今後の数値目標の設定に向けた国や県の数値目標の把握、町独自の各種実態調査等の実施、町独自の推進目標の設定などが必要だと思います。国の重点課題のとおり、町民の生涯にわたるそれぞれのライフステージに応じた間断ない食育の推進が重要だと思います。

平成22年度から平成26年度の5年間使用する日本人の食事摂取基準、2010年版が平成21年5月29日に公表されました。日本人の食事摂取基準は、健康な個人、または集団を対象として、国民の健康の維持、増進、生活習慣病の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の基準を示すものです。すなわちエネルギー、熱量とかカロリーとかという言い方もするのですが、それから炭水化物、たんぱく質、脂質、各種ビタミン及びミネラルといった栄養素を性別、年齢別でどれぐらい摂取したらよいかを定めています。保健所、保健センター、民間健康増進施設等において、生活習慣病予防のために実施される栄養指導、学校や事業所等の給食管理に当たって最も基礎となる科学的なデータです。

その中で、一つの変更点としまして食塩の摂取量、従来は男性が10グラム未満だったのですが、これが9グラム未満に改正されました。女性が8グラムだったのが7.5グラム未満ということで、食塩の摂取過多が問題になっていることからこういう改正がなされております。

食事摂取基準は、食育の推進を図る上で欠かすことのできないデータです。食品産業では、原材料や食品添加物の表示とともに、栄養素の表示がされております。よくカップめんなんかを見てみますと、いろんな添加物のわきにエネルギーが幾らでたんぱく質が幾らとか、そういう基準値といたしますか、栄養素が表示されています。外食産業でも、私もちょっとこの前ガストというところであるものを食べたのですが、そこでカロリーが幾らで食塩が幾らというのを、さすがに進んでいるところは進んでいるのだなというふうに、私の食生活上の参考にもさせていただきました。その日のカロリーこれだけとったので、夜はこれぐらい控えなくてはいけないとか、酒は控えなくてはいけないとか、そういういろんな……

(何事か声あり)

○7番(大友又治) いやいや、これは余談でございしますが、そういう摂取カロリーがわかると自分の食事の目安もわかるのではないかと思います。

そういったことで、テレビ、新聞等でご存じのようにレシピ本が400万部突破してベストセ

ラーになっております健康計測機器メーカー、タニタの社員食堂は、エネルギーが大体500キロカロリー、それから食塩が3グラム程度、野菜が大体1食150グラムから200グラムに設定しているそうです。1日の日本人の野菜の望ましい摂取量が約350グラムというふうに言われておりますので、200グラムとれば半分以上1食で野菜をとれるということで、野菜をふんだんに使って、しかも大きく切って、そしてなるべくたたくしているということで、かむ回数をふやすことによって脳に刺激を与えて満腹感を与えるということで余り食べないようにするという、そういうことで、食塩も3グラムということで、先ほど男性の1日の摂取が9グラムに変わったということですから、3分の1。ですから、あと朝食と夕食で3グラムで基準内におさまるということで、非常に満腹で、しかもおいしいというふうな報道をされていました。さらに、それが非常に評判になったものですから、社食と同じ味を一般に提供する丸の内タニタ食堂を1月にオープンしたというふうな報道がされていました。企業の社員食堂のヘルシーでバラエティーに富んだメニューは、一般の人も注目し、ツアーが組まれるほど社食ブームが加熱しています。

また、R-1乳酸菌入りヨーグルトがインフルエンザの予防に効果があるとの報道で、製造が追いつかないという状況です。また、メタボリックシンドローム、予備軍を合わせると約2,000万人と言われているのですが、それがトマトが効果があるという報道がなされて、トマトやその加工品、トマトジュースとかトマトピューレとか、そういうものが売り切れ状態ということだそうでございます。マスコミの力もさることながら、国民の健康志向や食育の推進の成果だと思います。

食べることは、すなわち生きることでございます。国民の食に対する関心の高まりを受けて、国は食育基本計画策定に当たり、素案の段階でホームページに掲載し、広く国民の意見を求めました。町について第2次計画を今策定中ではありますが、素案の段階での公表予定はあるでしょうか。

食の安全、安心は、最も重要な課題だと思います。平成21年9月に設立された消費者庁と食品安全委員会を初めとした関係省庁が連携して食品安全行政を展開しています。O157、ノロウイルスなどの食中毒、農薬、遺伝子組み換え食品、食品添加物、さらにはアレルギー物質など、食品に含まれる危害要因を摂取することにより人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、その発生を防止し、リスクを低減する必要があります。

さらに、福島第一原発の事故による食品中の放射性セシウムの新基準値が平成24年4月1日より施行される予定です。一部品目については経過措置を適用することになっておりますが、今まで500ベクレル、1キログラム当たり500ベクレルだった一般食品が100ベクレル、それから乳幼児食品については1キログラム当たり50ベクレル、牛乳が50ベクレル、飲料水が10ベクレルということで従来の暫定基準値を大幅に下回り、厳しくなる予定です。

新聞報道によりますと、県内の一部自治体では小中学校の給食の放射性物質検査を行い、結果を公表する取り組みが始まっています。また、協同組合山形給食センターは、幼稚園や保育所などで提供している給食の放射性物質検査を2月20日からスタートさせたということでもあります。これも学校給食もそうですが、1週間分の給食を分析センター等でしてもらって、そしてその数値を公表すると。それで、1キログラム100ベクレルを超えた場合は給食提供を中止、それから10ベクレル以上ならばその原因の献立食材について追跡調査をすると、そういうようなことが新聞報道されておりました。町の取り組みはどうでしょうか。食の安全、安心の確保が重要だと思います。

食の安全、安心の観点から、地域でとれた農林水産物をその地域で食べるという地産地消が全国各地で広がっています。町においても学校給食やヘルスケアセンターまむろ川において町内産の米が使用されていますが、安全、安心はもちろん、栄養成分の保存、地域の特産物や作物のしゅんを知る観点から、地場野菜等の消費拡大を図るべきだと思います。また、5月オープン予定の介護老人保健施設、梅花苑の給食物資についても町内産農産物の納入の働きかけをすべきだと思います。

地域や家庭で地元の産物を食べ、その味を引き継ぎ、21世紀を担う子供たちからお年寄りまで健康で暮らせる食生活を送れるよう、すなわち食育の推進が健やかな町づくりにつながるよう、以下について町長にお伺いいたします。健やかな町づくりのために食育の推進を。①、食育・地産地消推進計画の成果と今後の課題は。②、次期計画の数値目標と具体的施策は。③、計画素案のホームページ等公表の考えは。④、食の安全、安心の確保は。

以上、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 大友又治議員のご質問、健やかな町づくりのために食育の推進をについてお答えいたします。

1点目の食育・地産地消推進計画の成果と今後の課題はについてであります。平成17年7月に食育基本法が制定され、その第17条に規定する都道府県食育推進計画として、平成18年度に山形県で夢未来やまがた食育計画を策定しました。当町でも食育推進計画の規定により、市町村食育推進計画として平成19年度に食育推進委員会を設置し、真室川町食育推進計画を策定して、現状を把握しながら課題をとらえ、5カ年計画として町全体の食育を推進しているところです。策定に至る背景として、真室川町は多世代同居家族が多く、日々生活の中で子供たちに食に関する礼儀作法や感謝の心、食習慣や食文化などを伝えやすい状況にあると言えますが、近年の社会構造の変化やライフスタイルの多様化によって家族で一緒に食事をとることが困難であったり、1人で食事をとる個食や市販の弁当や総菜を家庭に持ち帰り食事とする中食などが増加していることなどがあったところです。

平成20年度に町の食育を効果的に推進するため、町民の食に関する現状把握を目的に食育アンケートを実施し、結果からは食育という言葉を初め、毎月19日は食育の日や栄養バランスのとれた食事をするを目的につくられた食事バランスガイドなど、食育全般に対する認知度が非常に低いという現状結果が得られました。平成19年度から今年度までの5カ年では、食育・家族団らんの日及び食事バランスガイドの認知度向上や昼食欠損率の減少、学校給食における地場産物利用の品目増などを数値目標に掲げ、それぞれの関係機関で相互連携を図りながら食育を推進してきました。また、食による健康づくり、地産地消と安全、安心な食、食文化を継承し、もてなしの心、あがらっしゃれを未来につなぐ、食を楽しみ、食に感謝するの4つの柱を据え、それぞれの関係機関ごとに目標を立てて行動を起こす行動計画を策定し、町全体で食育の推進運動を展開してきました。

町食育推進委員会では、毎月広報へ食育クイズ及び家族団らんの日を掲載して周知を図るとともに、防災放送を利用した呼びかけなどを実施しており、全国一斉食育月間となる6月には、町独自の食育ポスターを作成して関係機関に配布し、食育への関心をはぐくんできました。ほかにも郷土料理教室を開催して、若い世代に町の郷土料理を伝承する取り組みや食の文化祭や逸品展、収穫祭等、食にかかわりのあるイベント等にも連携を図りながら地場産物を活用した企画を盛り込むなど、工夫を凝らしてきたところであります。

一方、教育機関等での食育に関する取り組みも活発で、給食に積極的に地場産物を取り入れたり、生産者を招いて食生産にかかわる話をいただき、子供たちの食への関心を高めたり、総合学習の一環で農産物を栽培したりなど、さまざまな取り組みが展開されているところであります。現在学校給食では、週4.5回米飯給食を実施し、年間を通じて真室川産1等米はえぬきを使用するほか、町内業者生産の米粉めん給食も取り入れております。また、JA真室川町の協力により町内産野菜を調達していただくようになってからは飛躍的に地場産物利用品目が増加し、平成22年度の学校給食で活用している町内産食材調べでは、29品目が活用され、平成19年度の15品目から約2倍に増加したという結果が出ております。今後さらに地場産物の利用可能性を追求し、学校給食で利用頻度の多い食材を年間を通じて供給できるように関係機関と連携を図り、情報を共有しながら、安全、安心、地域ならではの食材を継続性を持って提供できるよう推進していきたいと考えております。

2点目の次期計画の数値目標と具体的な施策についてであります。平成19年度に策定した食育推進計画の計画期間が今年度で終了することから、24年度以降5カ年の計画策定を進めているところであります。策定に当たって、これまでの取り組みの成果と今後の課題等を把握するために、小学6年生、中学3年生及び各年代別の成人を対象に食育アンケートを実施しました。町広報等でも結果をお知らせしましたが、食育、食事バランスガイド及び家族団らんの日に対する成人の認知度がいまだ低い状況にあります。一方、小学生及び中学生のそれらに対す

る認知度は高まっており、大人の食育が課題として浮き彫りになりました。認知度の低いものにつきましては、継続した数値目標を掲げ、ある程度成果を得られた目標につきましては、内容及び数値等を検討し、改定しております。具体的には、週に3日以上の日食欠食率、現状の小学6年生4.6%、中学3年生9.7%、大人9.6%を現状の半減に、メタボリックシンドローム該当者14.7%を10%以下に、学校給食地場産物利用品目29品目を35品目に、食事バランスガイドの普及率25%を50%以上に、家族団らんの日の普及割合13.4%を50%に、食育の認知割合53.6%を70%以上になどであります。

なお、メタボリックシンドロームについて、平成19年度当時の認知率を80%以上に掲げておりましたが、アンケート結果からそれ以上の達成が確認できましたので、今度は認知から実践ということで該当者の減少を目標に掲げております。学校給食地場産物利用品目は、先ほども申しましたとおり平成19年度から23年度で2倍近く増加し、おおよそ利用可能な地場産物が利用されている現状ですので、今後はさらに利用可能な地場産物利用を追及し、2割増しの35品目に設定しました。

施策としましては、広報、防災放送、ポスター等での啓発を継続して行います。地場産物利用増については、JA真室川町に地場産物の集配等のご協力をいただくことで飛躍的に学校給食の地産地消が進んだことから、今後も地元産直等の協力も得ながら利用可能性のある地場産物の安定供給等に取り組み、数値目標達成に向けて地産地消をさらに進めてまいります。

メタボリックシンドローム該当者につきましては、保健師などによる個別指導等が実施され、改善に向けた取り組みが行われております。

また、健康で豊かな食生活を実現するために厚生労働省と農林水産省の共同で平成17年6月に策定された望ましい食事のとり方やおおよその利用をわかりやすく示した食事バランスガイドは、残念ながらその普及率は町のアンケート結果より、25%、4人に1人という結果になっております。今後広報等を利用しながら普及拡大を図り、健康づくりの源である食事の基本を身につけることができるよう周知と普及を行い、5年後の平成28年度までに現在の2倍の普及率を目指していく予定です。

平成24年度から28年度までを計画期間とする真室川町食育・地産地消推進計画では、これまで町の食育を進めてきた4つの施策、1、食による健康づくり、2、地産地消と安全、安心な食、3、食文化を継承して、もてなしの心、あがらっしゃれを未来につなぐ、4、食を楽しみ、食に感謝するがありましたが、これら4本の柱に新しい5本目の柱、生産者と消費者、食品加工業者等との共感関係の構築及び6次産業化の推進を加え、食育と地産地消を一体的に推進してまいります。この新たな柱は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法のもと、地域の資源を活用し、製造、販売など他の事業との融合を図りながら新たな価値を生み出す6次産業化を推進す

るというものであります。具体的には、地域資源や地域の個性を生かした生産振興を進めるとともに、地産地消にとどまらず、それらを求めて地域外の方が来訪し、消費する地産訪消や地域外の方に紹介して消費していただく地産他消への展開を目指していくものであり、また生産者の顔が見え、消費者が安心して地場産物を購入できることで地産地消に大きくかかわりのある直売所の情報発信等を推進し、あわせて地産訪消や地産他消を進めていく予定であります。

次に、3点目の計画素案のホームページ等公表の考えはについてであります。町の食育・地産地消推進委員会は、教育関係団体、保育関係団体、栄養関係団体、健康関係団体、保健関係団体、生産者関係団体、消費者関係団体などをもって組織し、町の食育、地産地消推進の計画策定及び推進を行うことを目的に設置及び運営しております。今回の計画改定に際しまして、町民の現状課題を把握するために小学生、中学生、各年代別の成人を対象に実施したアンケート調査結果を反映させるとともに、町民を代表する関係機関等の中でその内容を審議いただきました。アンケート結果等につきましても、計画策定に必要な基礎資料となることもあわせて広報等で周知し、町の食育、地産地消推進に対するご意見等を随時募集してきたところで、今後は、当計画を町のホームページ等で公表するとともに、町民が一丸となって町の食育、地産地消を推進していくため、各家庭ではもちろん、職場や学校、こども園といった関係機関にも呼びかけし、さまざまな取り組み等について周知してまいりたいと考えております。現在山形県では、食育推進計画を策定している市町村は35市町村のうち19市町となっており、最上管内においては当町だけあります。先進的食育の町としても誇りを持つためにも、計画策定に終わらない躍動的な取り組みの実施が求められます。

真室川町は、恵まれた自然にはぐくまれる地域資源が豊かで、先人から受け継がれた加工や保存、料理の知恵、来客を心から歓迎するもてなし精神など、食育を進めていく上で根底となるべき特徴もふんだんに持ち合わせております。こうした地域の特徴を踏まえながら、町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育、地産地消に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めていくこととしております。食育は、生活するすべての人にかかわりのあるもので、町民一人一人が主役であり、一人一人が食育の担い手として自覚し、行動することでそれらが地域の力となります。今後5カ年において町民の食の力がはぐくまれ、町全体の大きな力となるよう、関係機関が相互に連携、協力を図りながら食育、地産地消の多様な取り組みに対して総合的に展開してまいります。

最後に、4点目のご質問、食の安全、安心の確保はについてであります。食の安全、安心にかかわる分野につきましては、残留農薬検出やBSE、遺伝子組み換え食品、鳥インフルエンザ、食品の偽装表示、ノロウイルスなどの食中毒など、近年さまざまな問題が発生し、それらに対する消費者の関心も高まってきています。とりわけ福島原子力発電所の事故によるセシウム問題により、県内の一部自治体で小中学校の給食の放射性物質検査を行っているところで

ありますが、当町においては検査自体が任意ということもあり、実施はしておりません。県などの検査結果等を受け、安全性の確保が確認された食材を購入しており、安全性が確保されているものと認識しております。今後も適切に判断し、対応を図ってまいります。食材の選択に関しましては県産品、県産物、町産物を中心に納入しており、今後とも地産地消という観点で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 時間がないので、では1点だけですけれども、食の安全、安心、県内の市町村でセシウムの検査を行っているのですけれども、どこから入ってくるのかというのは、県産材とか町産材であれば安全でしょうけれども、ここで言いますと町産材で35を目標にしている。今29品目ということで、それ以外は県産であるか県外であるかわからない状況だと思うので、これ安全性を確保するためにも1回やれば安心なのです、1回やれば。それをやらないでくと、やっぱり特に子供たち、小中学生、また保育所も含めて、これもう一回、今町では考えていないといいますけれども、安全を確保するために、どれだけ費用がかかるかわかりませんが、1回ぐらいまずやるという、そういう予定はないか、もう一度確認いたします。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 今のところ予定は持っていませんけれども、十分県の情報を得ながら、県外から来ているというようなことも十分調査してもらい、またこちらでも調査しながら進めてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩いたします。

（午前 11時51分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2、報告第1号 専決処分の報告について**を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。大友又治君。

○7番（大友又治） ちょっと直接関係あるかどうかかわからないのですが、8ページの民生費の関連でちょっとお伺いしたいと思います。

ここには出ていないのですが、民生費の関係ということで議長の許可をいただきたいのですが。

○議長（佐藤忠吉） もう一度趣旨をお話してください。

○7番（大友又治） 歳出の民生費……

○議長（佐藤忠吉） 今報告第1号ですよ。

○7番（大友又治） ええ。報告第1号、専決処分です。

それで、民生費、この中には出ていないのですが、というのは高齢者世帯の除雪の支援の件でちょっとお伺いしたいと思ったのですが、よろしいですか。

○議長（佐藤忠吉） はい、発言を許可します。

○7番（大友又治） ありがとうございます。

それで、ここには出ていないのですが、今年度も去年に引き続いて豪雪対策本部の設置がなされたのですが、去年の例をちょっと見てみますと、高齢者世帯除雪支援事業費委託料ということで92世帯が申請して76世帯がその対象になって、金額が、事業費が395万6,000円、約400万。それで、利用者の負担が約40万、10分の1です。そういった実績になっていたのですが、23年度のちょっと計画を見てみますと、20世帯分ぐらいの計画になっていると。ただ、この中に補正措置がされていないものですから、だからこの高齢者世帯除雪の支援事業というのは20世帯のままなのか、それとも実際はどれぐらいふえているのか。その辺とあわせて町内の65歳以上のお一人の世帯と、それから高齢者だけの世帯が何戸あるか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 大友議員のご質問のまずはことしの高齢者世帯等の除雪支援について、予算についてまずお話を申し上げたいと思います。

今般の報告の専決には含まれておりませんけれども、既決予算の中で同じ目、節の中に減額するべき部分もありましたので、緊急性がありましたので、それを組み替え前に高齢者の除雪支援のほうに使わせていただいております。昨年同様豪雪対策本部設置後、通常であれば4人工であるところを8人工ということで倍増させていただいております。

2月末段階での除雪の状況をお知らせいたします。昨年ですと、2月末では125件、同じうちで3回、4回というのもありましたので、先ほど実績として議員が言われた件数、世帯に対しての回数です。今年度につきましては、2月末で130件でございます。世帯数につきましては、ちょっと今集計中でありまして、2月の途中までの数字で申しわけございませんが、70世帯分で行っておりますので、大体2もしくは3回実施したというように思います。

2月末までの委託料総額については、昨年の最終実績にほぼ近い405万となっております。

ひとり暮らし等の世帯で、登録ということになります。実施した部分がちょっとまだ把握できていないのですが、98件の登録がございました。そのうち高齢者ひとり暮らしについては68件、68戸と言ったほうがよろしいでしょうか。あと高齢者のみ世帯25世帯、あと高齢者と障害者の世帯については5世帯、合わせて98世帯が登録されておりますが、地域の協力だとか親族からの協力で町の支援を受けない世帯もいらっしゃいますので、先ほど申し上げたおおよそ70世帯がこの冬の支援対象になってございます。3月、昨年は1件だけでしたし、この雪の状

況ですので、3月に入ってから部分はそう多くないだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 22年度については、申し込みをしてもなかなか来なかったということで、それによって軒先が壊れたとか、あと待ちかねて自分で頼んだとか、そういう事例がちょっと見受けられたと思うのです。今回もことしも建物の損害5件とかって町長の報告でありましたが、そのうち残念ながら釜淵地区で3件ほど起きているようでございます。これは、高齢世帯ではなくて空き家等でございますけれども、大変残念な結果だったのですが、それでことしについては例えば申し込みをしてすぐ、すぐといいますか、例えば申し込みしてなかなか来ないで待ちかねてだれか頼んだとか、自分で払ってやっただとか、そういう事例は見受けられなかった。去年と比較して、去年はたしかそういう事例が見受けられたと思うのですけれども、ことしについてはどういう状況だったのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） ことしに関しては、今のところ私のほうにそういう苦情的なものはないようです。実際3業者に委託しているわけですが、去年はシルバー人材センターが非常に多かったのですが、ことしは総建会並びに森林組合のほうに多く委託、依頼をしております。総建会の業者さんに聞きますと、頼まれてから3日以内ぐらいで大体終わっていると。他の現場より優先しながら、去年のようなことにならないように注意して作業員を配っているというようなお話を伺っておりますので、その結果として苦情等がないのではないかなというふうに思っています。私どもで知らないだけで、もしかしたら議員の言われるようななかなか来なくてというようなことあれば、お知らせいただければ今後また業者をお願いして、なるべく速やかに除雪支援をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 今年度は、3業者で3日以内というふうなことで、私もそんなに待たせなかったなというふうに、近所にも高齢者いるわけですがけれども、豪雪地帯でございますので、今後民生委員、それから区長さん等と連携をとり合って、崩れたりとか壊れたりとか人的な被害とかなないようにひとつ対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3、議案第1号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。外山正利議員。

○1番（外山正利） いわゆる地域主権改革一括法の施行によって、各自治体に権限の移譲ということだと思います。そこでお聞きしたいのは、町の条例に変わったわけでありますけれども、今回の幾項目かあるわけでございますけれども、権限の移譲に伴って条例の中身が町の実態に即した条例になっておるのか、あるいは従来の基準を使ってただ町の条例に移行したのか、このいずれかと思うのですけれども、両方なのかもしれませんけれども、もし町の実態に合わせて今回条例をつくった部分があればちょっとその部分についてお聞きをしておきたいということが1点です。それからあと、一括法に伴う関連ではこれだけなのか、もっとあるのか。この2点についてちょっとお伺いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） では、全般、個別は別にしまして、全般的なことで、議員ご存じのとおりでございまして、上位法の定め、法律、法令等で定めのあるものを条例で定める必要が生じたということでございまして、独自の内容改正とかいうものではございません、今回の改正は。すべてそれに従ってやったということでございます。なお、今後地域主権の動向が進んだ場合は、そのような独自条例の見直しということもあり得るといふふうには感じておるところでございます。

なお、今回は改革一括法の第2次分まででございまして、24年4月1日施行しなければならぬ分でございます。今度第3次分というのがもう既になってございまして、それが25年の4月1日から。今洗い出しているところでは、水道給水条例が25年4月1日の改正にかかわるといふ、今の洗い出しのことでございます。なお、今後さらに進めて取りこぼしのないように精査をしてみたいというふうを考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 今回の提案理由についてはわかりました。今後それぞれの市町村に対して事務

の委託とか、いろんな部分が恐らく出てくるとすれば、あるいは職員体制の問題とか、そういう問題がやっぱりいろいろ出てくるのではないかなというようなことちょっと思っていましたので、今のところは今の総務課長の答弁で了解としたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4、議案第2号 真室川町各種基金の整理に関する条例の設定について**を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 町の基金、これを統合するというふうな一つの条例であります。基金というのは、目的を持って、その目的に沿った使い方をするというのが基金造成の趣旨になっているものと思います。そうしたところで、何でも使える基金というのがあるわけなのですが、ただこうやって小割りをしながら一つの町の振興策をつくっていくというような考えのもとに基金造成されていると思います。例えばなのですが、特にスポーツ振興基金、こういうものは、町では1人1スポーツというような、奨励しながら健康増進やら競技の技術を磨いていくとか、いろいろ考えながら振興していくということでスポーツ振興基金なんかもつくられてきたものだと思います。そうしたものを考えていくときに、やはり目的をきっちりしたところでの基金でありましたので、そのものの道に沿った使い方をすべきものだと私は考えるわけです。これを統合することによって使い勝手が悪くなるというのかな、こういう懸念がされるわけなのですが、その点についてまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 基金全般、個別の基金は別としまして、基金全般ということでございますが、町長の提案理由で述べましたが、近年というわけではございませんけれども、当時まさに

議員が言われるような目的で特定財源として基金の造成を図ってきたという経過でございます。それぞれの当時の状況にもよるのですが、例えば今スポーツ振興基金のお話をされましたので、これ名前を見るとスポーツ全般にというふうに感じられるのですが、実はこれは47国体に向けての基金造成でございまして、既に国体そのものが終わってございまして、これも一般財源で措置しましたので、500万でございます、スポーツ振興基金は。500万は確かに造成はしておりますが、47国体の際もこれを取り崩すことなく執行したというふうなことでございまして、今となっては存在意義がないというような、基金としてのです。特定財源としての存在意義はないというふうなことになります。

あといろいろあるのですけれども、提案理由にあるとおり目的の達成したもの、あとは果実運用というふうなことで、その利子をもって運用するというふうなものについては、近年の利子のかなりの低減と申しますか、かなり低くなりまして、果実運用するまでには至っていない状況というふうなこと、あとは何をもって特定財源とすると、基金創設の目的でございます。

このほかにも時代の流れとともに町の重要施策というのはその都度流れによってある程度変わってきておりますし、今般の第5次総合計画に基づく町の6つの目標に向けた各施策実行のための事業につきましては、すべてほとんど一般財源で賄うことが可能になっているというふうなこと、あと財政調整基金につきましては、近年かなりほかの町村でも積み立てを始めてございます。したがって、うちのほうは二、三年前は基金、財調についても結構保有しているというふうな状況でございましたが、今の状況では郡内においても少ないほうというふうな形になってきています。県の市町村課のほうからも財政調整基金については十分留保するようというふうな指導もございます。

あと町有施設整備基金、残す基金についてなぜ大きなものを残すかということでございますけれども、今後まだ耐震化がなされていない中央公民館の耐震化、これ3階に大ホールがある構造になってございますので、どの程度耐震工事がかかるかわからないと。今回調査費は計上させていただきますが、その分。あと肝心かなめの役場庁舎、これが全然手つかず状態。平成10年にそちら側を、建設課側を増設しておりますが、今ここに旧と申しますか、そのまま残っている庁舎の部分については耐震化がなされていないと。したがって、このような大部分が耐震化されていない構造となりますと、改修なのか新築なのかという判断はまだしてございせんが、いずれにしても莫大なお金がかかるのではないかとということからすれば、町有施設整備基金のほうには積んでおく必要がありますというふうなことをもって判断したわけでございます。いろいろ基金の持ち方については考え、意見等がございすけれども、私どもは行財政改革の一環ということでシンプルにまとめたというふうな考えでございます。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 課長、ちょっとおれ変に考えてしまうのかもしれませんが、余り使わ

れていない基金、これを財政調整基金、これに繰り入れることによって、町の一つの耐震なり事業執行に対する使い道がよくなるというような観点がちょっと理解、こう聞こえたように、するのですが、こういうことであえて基金を動かしたり何だりするというのはどうかなとまず1つは思います。

そして、スポーツ振興基金、これは国体のための基金造成であったということでもあります。これも恐らくスポーツ振興のために果実を利用して選手強化などをしていくというような趣旨でやったと思います。今申されたとおりの果実はほとんどないといえますか、何ぼかあると思うのですが、なくなっているから、意味をなさなくなってきたと。それで、財政調整基金が必要が多大になっているから、そっちに流用しましょうと、こういうふうな流れがつかめるようなところですか。そこで、なお今度細かくいきますと青木推奨基金、これを残すわけですが、これは何で残すかなというところ1つお尋ねします。

それから、もう一つ、そこにあわせて、このスポーツ振興基金にしても500万、青木推奨基金にしても1,000万、推奨基金のこれ目的はどうだったのかなとちょっと、青木選手のオリンピック選手にもなった人材をたたえながら後に続く人材を育てるのだというような流れもあるように、私は思うわけです。そうしたところで青木推奨基金は残すというようなことになったと思うのですが、ここ五、六年、何年間、スポーツ振興基金は今課長言うように国体から一つも使っていない。それから、青木推奨基金も恐らくほとんどが使われていないのかなというような感じがします。昨年度、青木杯、青木賞ですか、去年はありましたけれども、ことしなかったです。そういうのに使われているのかなというような気もしましたけれども……

(何事か声あり)

○10番(五十嵐久芳) 去年青木杯あったけれども、それにお金を使ったのかなと思いましたがけれども、こういう基金を、ところが使われていなかった状況でした。そう見ていまして、ここ何年も使っていないものだから、500万と1,000万ずっと同じ残額になっているのです。これは、基金積み立てはしているわけなのでしょう、積み立て。ただ金庫に保管しているのですか。金庫に保管……

(何事か声あり)

○10番(五十嵐久芳) 銀行ですよ。銀行に保管……

○議長(佐藤忠吉) 質問終わってください、答弁させますから。答弁させますから、終わってください。

○10番(五十嵐久芳) 待って。ここで大切なのが500万、1,000万を貯金しているのですが、基金残高としては何ら変わった数字が出てこないということなのです。その利子は何ぼかなりともあると思うのです。これをどこに流用しているのかなと、まず1つ。これをスポーツ振興なりなんなりに使うような方法ができなかったのかなということ。ここら辺の物の考え方です。これ

お尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 今申されましたスポーツ振興基金及び青木富美子推奨基金、これは果実運用でございまして、元金はそのまま保有すると。利子を一般財源として利用する。したがって、収入として一般会計のほうに入っておりますので、スキー大会には使っているというふうに考えていただきたいというふうに思います。

あとタイミングでございすけれども、なぜこのタイミングかといいますと、平成23年度から地方課に対してこれらの決算の報告が要らなくなっているというタイミングでございす。地域振興基金、地域福祉基金、ふるさと農村地域活性化基金は平成23年度から報告を要しないというふうになりますので、今回のタイミングを外すと、ではいつまでこれなのかという、いつまでたっても同じような考えになろうかと思ひます。したがって、タイミングとしては今回だというふうなことで上程させていただいたところでございす。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） そういう意味合いで統合する。ただ、青木推奨基金残すわけですが、これの今後の使い道です。今後の使い道どう考えているかなのです。

それから、これ青木推奨基金というとスキーに限られるのかなというような、私なりの解釈なのですけれども、この前全日本スキー大会も行われ、秋山大会も行われました。秋山大会においては、今北部小学校ですか、今あさひ小学校になります。この小学校の生徒がいないと、秋山大会の地元の人の参加人数ですが、少なくなって、この人たちがいないと大会しても意味があるのかなと、こういうような感じをすところを受けるのです。だから、こういうものを、目的を持って基金造成しているのだから、これを使っていったほうがいいのかないかなというまず一つの私の案です。

そして、利子、一般財源でスポーツ振興なりに使っているといひますが、やっぱり目的の基金であるから、この中で使っていくのが建前の基金の使い方ではないかなと、こうおれは思ひのです。一般財源でやってスポーツに使ひましたよって、どこに使ひましたかわかりませんというふうな流れではちょっと納得がいきにくいなと思ひわけです。ここら辺明確にすてもらひたいなと、こう思ひわけです。

そして、これさっきも言ひました青木推奨基金、これはスキーに関する基金として定めていひるのか、そしてこれの使い道を今後どうしていくのか、これをお尋ねして、終わります。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 青木推奨基金の使い道そのものは、いろいろな事業のこともございすので、担当課長のほうから答弁すると思ひすけれども、これ基金条例の中で基金の運用から生ずる益金は一般会計歳入歳出予算へ計上して処理するといひ、果実運用はすべてこのようにな

ってございます。したがって、いかに目標が、目的があるとしても、この条例の定めにあるとおり一般会計ということで、総枠の中でスポーツ振興に使わせていただいているということでございますので、その辺はご理解をいただけるほかないのかなというふうに感じております。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 青木富美子推奨基金の使途ということでございます。これ条例の中でスキーマの普及と振興を図るためといううたい方でございます。種目限定というとらえ方であろうというふうに思います。

先ほど本年度の秋山スキー大会で青木栄光賞の授与がないというようなお話でしたが、1名ございましたので、ありました。そういうことで、利率は低いもののその果実について一般会計に繰り入れしまして、スキー大会の運営、あるいは競技力向上のために使わせていただいているという状況でございます。今後利率が以前のように高くなれば、強化費であるとか、あるいはそれぞれの学校、あるいはスポ少の条件整備のため使っていくというような考え方もできるわけですが、現状の利子の中では一般会計の中で繰り入れしながら競技運営のほうに使わせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 今はっきり聞きました。青木推奨基金、これはスキーに限って使うというふうなことです。そうしたところで、果実はこうやって一般会計に入れる。この青木推奨基金の果実、大体何%の利子がつくのか、ここら辺の金額をひとつ教えてください。

そして、今課長言いました小学校、中学校、高校、これらの競技、これに対し、県大会等々、東北大会、全国大会、こういうものに参加した場合には旅費等々の補助を出しているわけなのですが、今課長も果実があればスポ少などにも推奨するために使っていけるであろうというふうな話もしました。義務教育、高校、この中で町としては一般財源のほうからいろいろ遠征費なり交通費なり補助しているわけなのですが、やっぱり課長言いましたスポ少もこれ最初から育てていかないと、中学校、高校としての競技のそれなりの選手を、人材を育てることが難しいところが今出てきているわけです。だから、やっぱりスポ少なりで一生懸命やっているそこら辺も底上げをしながらの人材育成です。スポーツ振興、人材育成、これをしなければと思うわけなのです。そこで、小中学校、高校に、県大会以上になっていますけれども、旅費なんか補助しています。これスポ少にもここら辺を当てはめていくあれないのかなというお尋ねをして終わります。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） まず、利率と果実の繰入額でございますけれども、現在は0.01%ということで1万円程度の繰入額にしかならないということです。秋山スキー大会を見ますと、

参加料の収入プラス果実の分を含めてその他財源として繰り入れさせていただいて大会を行っているというのが現状でございます。

それから、選手の強化等に係る部分でございますけれども、議員おっしゃったとおり中学生については県大会以上、参加費について町で補助を行っております。また、県の各種目の強化指定選手に選ばれて合宿等に参加する際の個人負担分、それらについても町で補助をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと。また、高校については、地元高校だけでございますが、真室川高校後援会という組織の中で補助を出させていただいて、その使用に当たっては東北、あるいは全国大会の上位大会に出場する種目選手への助成と、そのような使い方をしていただいております。

それから、スポ少にもそういう手厚いという議員の発言でございました。これらについては、何回かこういう議論はさせていただいているのですけれども、町の体育施設について、これスポ少、あるいは保護者活動含めて、いわゆる青少年の活動分野については手厚く優遇措置を設けてございまして、2割の使用料で使っていただいておりますというところでございます。さらには、各学校に冬期間のスポーツ、スキーを考えればスノーモービル等は配置させていただきながら、スポ少等でも有効に活用していただいているというのが実態でございまして、それぞれの団体に努力していただく部分は努力していただくと。大きくお金のかかるような部分については、町としていろんな角度から支援をさせていただいておりますというところでございます。昨年の第6回楽天イーグルスの東北大会等に当たっても特別の措置をして参加をしていただいておりますので、ご理解をいただけるものというふうに思っております。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 基金を一般財源に入れるということは、ひもつきなしであらゆる分野に拠出できるわけですから、これはある意味ではいいと思うのですが、やっぱり一つの目的があってこれ基金を造成するわけですから、最終的にはその目的に沿った経過があったかどうかというような検証ができなくなるのではないかなと私は思うのです。まず初めに、この3条と4条、これ平成3年と平成5年に基金造成したわけなのですが、これらにかかわる経過、実績みたいなもの教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 3条は、地域福祉基金でよろしいですね。地域福祉基金につきましては、これ果実運用型でございます。それを社会福祉……

（「地域振興基金と4条です」の声あり）

○総務課長（新田隆治） 済みません。地域振興基金と地域福祉基金でございますね……

（「2条と4」の声あり）

○総務課長（新田隆治） 済みません。2と4。失礼しました。

では、地域振興基金でございますが、これはその使い道ということでございますが、平成12年、14年はヘルスケアセンターを建築してございますので、それらの建設費に繰り入れをしてございます。なお、平成15年においても国体の開催経費として繰り入れを行ってございます。現在2,600万ほどの残額となっております。あとふるさと農村地域活性化基金でございますが、これも果実運用型で、利子分については農業施策全般に活用するという目的でございますが、これは創設時からしばらく使ってございません。使用したのは、平成18年、19年、20年でございます。これについては、主に地域資源利活用促進費、いわゆる真室巻きとかいろいろな事業を支援した予算がございました。それらとか木地づくりの振興ということで使用したという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） きのう私一般質問で、おとといですか、後継者育成支援という一つの提案をしたのです。基金そのものの目的というのを、まずこれ当然テーマになると思うのですが、町長からは、その考えありませんということで断られましたのですけれども、ただ問題を考えてみますと、いろいろ今この場で農業問題を言うつもりはありませんけれども、お互いに状況は共有しているわけですから、やっぱりそういう観点からいけば私の提案しているものがあってもいいのかなと思うのです。これ基金造成する、これ額にもよりけりですし、あるいは使い道なんかもいろんな制約あると思うのですが、やっぱり基本的には今の農業情勢を支える後継者というものを育成するという観点からいけば、補助金を出せというわけではありませんから、やっぱりそういうような従来と違った、一步卓越したような発想があってもいいのかなと思うのですが、基金造成というのはどういう形をするのですか。例えば我々が提案したからといって、基金の必要性というのは各団体とか、あるいは組織等に相談して、そういう方々の要望がなければできないという形になるのかな。その辺はどうなのですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 議員一般質問でおっしゃられた部分と大友議員から従前からいただいている部分、農業関係の後継者育成というふうな部分でございますけれども、それについてはまだこの場ではないということでございますので、一般的な考えということでお願いしたいと思えます。やはり町の重要施策に基づいてやるこれは基金、今までの基金をつくりなさいよという指導がもうないものですから、今後については町が重要施策だと思う部分で多額の運用資金を要すると。あとは、年限をある程度決めなくてはならないだろうというふうに思っております。でございますので、先般申し上げましたけれども、平成24年度の第5次からの予算については第5次総合計画に基づいた構成になってございますということで、予算の概要説明書の冒頭にも記載しておりますとおり6つの目標に向けた基本施策を実行するための事業、これにつ

いてはほとんど一般財源で賄える、こういう施策を打ち出してやっているわけですので、必ずしも基金がないとできないというふうなものではないというふうに考えてございます。その特定なものについても特色ある町づくりというふうなことでさまざまな施策ございます。それに目的を持った予算の使い道となりますと、さまざまな基金をつくらなくてはならなくなると。その都度条例を設定して、しかも取り崩す際は議決が必要になりますというふうな作業が必要になってございます。よろしいようではございます、目的を達成するという意味での基金としては。これは、悪いということではございませんが、いざ使う、運用するといった場合にはかなりちょっとフットワークの悪いものというふうになりますので、そういった各施策に対する事業への予算の配分については、施政方針で述べ、予算建てをして執行していくという順序もございますので、その中でできる限り、あとは基金を使った場合に年度、年度で大きく動いたり、積み立てなくてはならなくなったりというふうなこともございますので、そういった各施策、いわゆる経常経費に近いような部分についてはやはり一般財源のほうが使い道がよろしいのではないかと。先ほど申し上げましたような今後交付税の減少でありますとか、臨財債も25年で終わるというふうにされてございますので、やっぱり財政調整基金、先ほど申し上げました耐震化という大きなこれからやらなくてはならない事業がございますので、絞った中での基金運用というふうに現在は考えているところで考えます。新しく必要というのは、やはり必要性和申しますか、というのを担当課なり町長のほうに強く訴えていただいて、積み立てる額、どのように執行するのか、今回のご提案のいわゆる貸し付けというものについては、これ返済していただくとう然りますので、その手続、返済方法などいろいろな想定をした中で検討するというふうな部類のものでございましょうというふうに思っておりますので、相手方が町民であって、予算として取り崩して事業執行ということとはまたちょっと違う基金ではないかなというのでございますので、慎重な検討が必要ではないかなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 総務課長の言っていることわかります。

（何事か声あり）

○8番（佐藤正美） いや、執行部としてはわかりますということです。ただ、問題の重要性の認識という点では、現在の基幹産業と言われている農業を維持するかどうかの問題です。少なくとも我が町には農業総生産約20億ぐらいは入っているはずですから、この財源が衰退するということは全町民の生活に影響するわけです。だから、基金つくったから、ではすべて丸になると、それはちょっとわかりませんが、少なくともこれから担う若い世代に対して何らかの投資をすべきだという観点で私は申し上げたので、これは従来どおりの姿勢をやってきて、もちろん一般財源からあらゆる分野にこの財源を拠出するわけですから、金は幾らあっても足

りないわけですがけれども、成長分野へ投資すると、これ投資経費と同じだと思うのです。やっぱり投資をすることによって見返りが出てくる。出てくることによって町の経済が循環すると、これは一つの私の持論ですがけれども、やっぱりそういうものに従来の姿勢から一步超えたような施策を展開してもらいたいものだなということで申し上げたので、ぜひとも今後そういうことを前向きに検討していただきたいと思います。いかがですか、町長。ひとつ所見だけ聞かせてください。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） していないというような……

（「していないというわけじゃない」の声あり）

○町長（井上 薫） ではないと思います。町だけではなくて国でも戸別所得補償というようなことでやってきていますし、さらに園芸関係についても国挙げてやってきている。また、町としても園芸関係には力を入れて、生産額も数倍になってきているという現状も十分認識していただきたいと思いますし、畜産に関しましても県でも尾花沢市と真室川だけがこういうふうにして畜舎の建築、あとは草地の造成というようなことでやってきております。足りないと言われればそれまででありますけれども、今後についても国、県に援助いただきながら町単独としてもいろいろな面で農業に対してはやってきていると私は認識しております。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 私も前回の一般質問で産業振興の就業基金というものをつくったらどうと。これは農業だけではないのです。産業振興就業基金貸し付けですから、林業でもいいし、それから商工業でもいいと。つまり新しく就業するときに基金として貸し付けをしたらどうかという提案をしたのです。それで、今回の廃止の条例の中で、例えばもう目的を達したものの、新幹線の延伸対策基金条例、こんなものはいいいすよね、もう終わったのですから。それから、真室川町スポーツ振興基金条例も、これもべにばな国体のやつだから、これはもう前から言っているのです。56年の基金条例見たってないぐらい古い基金条例なのです、スポーツ条例なんていうのは。だから、ここに残っているのだから、それを定額運用基金にして、それでやったらどうですかというのはもう何回も言っているのです。

それで、この前も私こんなもの無理無理つくってあれしたのですけれども、これはだから1人の人を、後継者を育成するに900万あればいいのです、基金が。そのかわり金額、年間50万ずつ3年間、150万。だから、国の施策で最長7年間、150万というのはあります。そして、県も45歳というこれを取っ払って、国のこぼれたものをしようという施策があります。町は、例えば親元就農とか、それから今都会へ働きに行っている農家の子弟が非常に不景気だから、こっち帰ってきたいといったときのそういった受け皿としてこの産業振興就業資金というのをつくったらどうかということを言っているのです。ですから、ここに2億4,000万基金、これを

全部、財政調整基金と減債基金、これはいいです、これは。何もそのことは悪いと言わないですけれども、その中のほんの一部を定額運用基金ということで、例えば5,000万置けば年間5人の農業後継者を育成することできるのです。そういう事業があるかないかをこれから調べればいいのです。ただ、町に受け皿がなければ都会の人来いとか、Uターンで来いとか、Jターンで来いとか、Iターンで農業といったって、これは確かに県や国のあれはあります。それは、設備投資であったり、土地の取得であったり、そういうことであって、生活の基盤というのはないのです。ですから、年間50万というのはいわば生活の基盤なのです。だから、新しく例えば農業に就業して、高校を上がって農業就業した人が、すぐにその人が就業したからといってその収益が上がるわけではない。だから、3年間技術が確立するまではいわばお小遣いやらなくてはいけないのです、その家で。だから、そういう意味なのです。だから、生活の支援でもあるのです。そういうことでやったらどうですかと。今ここに教育振興修学資金貸付基金、貸付残高が2億です。それから、現金が3億6,900万、約3億7,000万、これぐらいの基金。これはいいです、教育の振興だから。悪いとは言わない。ただ、この中で、ではこれだけの貸し付けをして、今例えば貸し付けをしている人が町に何%残っているか。この言っている産業振興就業基金というのは、町に残る人なのです。つまり後継者が1年間に5人残れば10年間で50人の人口がふえるわけです。その人がまた結婚でもしていけば、だからそういう意味で後継者は国では2万人ふやさなくてはいけない。県だって200人を突破したと。町でも7人、9人と減っているわけです。その中で、稼げる人はいいです。稼げない人、そして国や県のこぼれた人を町の定額運用基金で救うことができないのかと何回も言っているのですが、これは町長の考え方一つなのです。

それで、ちょっと佐々木課長に、この教育振興修学資金貸付基金、今2億6,000万ぐらい貸し付けをしているわけですが、この中で貸し付けを今……貸し付けではない。返済をしている人です。貸し付けを受けている人はまだ学生ですから、返済をしている人が何人ぐらいいて、その中で町にどれだけ残っていますか。それから、延滞というのはどれぐらいありますか。その辺のところちょっと教えていただきたいと思います。

これちょっといいですか、議長、ちょっと余り、関連で、基金関連でよろしいですか。

○議長（佐藤忠吉） 今の議案第2号は、廃止条例の議案になっていますので、だからこれを廃止したいという提案をしていますので、そこを重点にさせていただいて、今のような話は……

○7番（大友又治） では、次の補正のときに。では、わかりました。

○議長（佐藤忠吉） そうです。その中でもう一度お願いしたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第5、議案第3号 真室川町農業体質強化基盤整備促進事業費分担金徴収条例の設定についてを議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) まず最初に、この事業の、補助事業の内容をちょっと説明願えませんか。

○議長(佐藤忠吉) 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長(佐藤喜典) この事業につきましては、23年度の第4次補正の中で生まれてきたものでありまして、農業体質強化基盤整備促進事業ということになります。それで、これは背景、課題というのでしょうか、農地集積の加速化を目指したいということと農業の高付加価値等によって農業の体質を強化したいという目的を持ってございます。それらを進める上で支障となっております農地の区画が狭い、あるいは排水不良、あるいは農業用水の不足等の基盤整備の課題に迅速にきめ細かに対応していきたいという国の考えでできたものであります。どういうものが該当になるかといいますと、例えば畦畔除去による区画拡大、暗渠排水の農地の整備、それから老朽施設の更新、いわゆる農業用水路ということも該当します。それから、用排水機の増設等の農業水利施設の整備ということで、ただこの地区になじまないものもあるかと思われますけれども、そういった事業の内容であります。23年度から28年度までの事業というふうになっておりまして、今なかなか農業基盤が進まない中であって一つのチャンスかなということ踏まえておりますし、いろいろと町のほうに相談受けている箇所を優先的に今受け付けているところでありますし、現在今週から始まっております農地、あるいは生産数量目標の説明もあわせて集落座談会等を今開催して説明しているところでございます。

○議長(佐藤忠吉) 佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) 今回は、川ノ内の大石川で、よく俗に言うオシガという地域の用水路の整備のようですが、これ聞くとところによると土側溝でかなり延長距離が長いというような話聞いています。この事業は、川ノ内の分については何年ぐらいの計画ですか。単年度で終わるのか。それから、事業費に対する補助金はどのぐらいの率でなっているのかお聞かせください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 今回上程させていただきました分につきましては、大石川という集落、集落といたしますか、うちがあるわけですが、そこから大体300メートルぐらい下流のほうにあります土側溝の物すごく条件が悪くなってきたといいたいでしょうか、壊れやすくなってきたという箇所を何とかしたいということと、もう一つは下田表、これは川ノ内の神社、お宮さん、神社ですか、の裏手のほうに水路がありますが、その辺も維持管理が非常に難しくなっているということで、コンクリート側溝、あるいは排水フリーム等の入れかえをしたいということで、大石川については約120メートルほど、それから下田表のほうにつきましては130メートルほどの事業量となっております。この配分、国の支援でございますが、補助でございますが、国が55%、このたび県が4%ということになっておりまして、地元負担として31%という形になります。その中の分担金というものを地元から徴収するための今回の上程でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 私も一般質問でその辺も触れたのですが、これから維持管理という点ではかなり厳しくなると。人間、耕作者がふえるわけですから、当然そのような状況が訪れるであろうということはみんな認識しているわけです。だから、できるだけ、できる範囲の中でやっぱり行政にも手伝っていただきたいなと思うことで一般質問の中にも入れたのですが、これは比較的、31%の、これ自己負担が31%と言いましたっけか、今。そうですか。約7割が補助になると、そういうことですか。これ町の持ち出しはないのですか。

（何事か声あり）

○8番（佐藤正美） いいです。いや、それはこの後説明してください。

恐らくそういう箇所がかなりあると思うのです、これから。この前これ実行組合の中で回覧したやつですか。そうですか。わかりました。できるだけやっぱりそういう整備されない部分については率先して町のほうも整備に努力していただきたいと思ひますし、今町の持ち出し分については説明してください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 申しわけございませんでした。国が55%でありまして、これは本来であれば2分の1ではございますけれども、特別な地域、いわゆる6法対象、過疎だとか豪雪地帯だとか、いろんなことのかみ合わせの中でそういった地区については5%上積みするということでございます。それに県のほうでも、今までなかったのですが、4%、この分を上積みするということとなっておりますので、こういったものを大いに活用していきたいというふうに思っております。町については、補正の中でも出てまいります、10%を考えております。したがひまして、自己負担としましては31%という形の考えであります。

今ご指摘のありましたようにやっぱり農業の基盤というものをいかに整備していくかということが一番今問われているというふうに思います。しかも、高齢化になってくる中で公益機能を守るような体制もやはりきちっとしていかなければならないと思っております。その中で人・農地プランという部分が出てまいりました。それがいわゆる地域の中において人を育てる部分と農地を守っていくという部分を一緒にやっという部分でのプランをつくることによって、その地域をどうやって進めていくかという大事な今時期にあると思います。ですから、そういったことを十分に話し合いの場をつくっていきながら、こうしたい、ああしたいという部分についてのいろんな施策というものを、国、県の施策というものをそこに当てていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで会議を閉じ、休憩いたします。

（午後 2時01分）

（休 憩）

（午後 2時20分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6、議案第4号 真室川町学校林の設置、経営及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7、議案第5号 真室川町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定**についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。大友又治君。

○7番（大友又治） 休止している滝の上と小又保育所を廃止して、最終的には解体というふうな、来年度解体というふうなことみたいですが、それで滝の上保育所で、たしか器の会でろくろとか、私どもちょっと視察に行ったことあるのですけれども、前に湯布院の時松先生ですか、時松先生のご指導を受けて結構ろくろ回しながらできるように、器の会でいろんな、真室巻きとか、木地なんかもつくっていたように思うのですけれども、滝の上保育所は今器の会が使用しているのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 現在滝の上保育所につきましては、器の会でそこで会員約十数名でもって借りて、家賃を払っていただいて、使用料を払っていただいて使っております。なお、今年度でそこを退去するという計画でもおります。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 23年度は、使用料を払っていない……

（「使用料じゃなくて電気料です」の声あり）

○7番（大友又治） 電気料。それで、23年度を見たらちょっとわからなかったのですけれども、22年度で滝の上保育所使用料ということで13万4,800円が計上になっているのですが、これは器の会が出していたのですか。それまでは、そうするとこれぐらいの金額をずっと出していたということですか。何年ぐらいからあそこは使ったのでしょうか、廃止になったころでしょうか。ちょっとその辺わかりましたら。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 平成19、20年あたりから使っております。19年あたりからですか、使っております。それまでは、町のいわゆるいろんなブランド開発の部分で時松先生からその場所に来ていただいて、研修する場所として木工研究所的な、研修センターというのでしょうか、そういった形でそこを使わせてもらっておりました。それは、町のほうで払っておりましたが、

それ以降については独自で自分たちでやっていこうという会のほうからの申し出もありまして、会のほうにかかった経費を持っていただいたということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 1年で十三、四万円出すとなると、十数名となれば1人1万ぐらい負担をしないといけないし、それ維持しようとする大変ではないかなというふうにひとつ感じました。それは、今年度もらっていないということですから。

それで、器の会であれしたろくろとか、そういうものは、今度器の会がどこを活動拠点としたいと思っているのか、それから器の会としてはこれからも活動を続けるのか。というのは、町長の施政方針にもありましたように掻き子がまたことしふえて、来年もまたふえるということで、漆の振興のほうに町長も少ししなくてはいけないと。そうしたときに、木地と漆、これが、今木地はよそから恐らく仕入れてやっているのですが、うるしの会の中で木地を、おわんとかの木地を作成する能力とか技術とか、そういうのはあるのでしょうか、今の段階で。3回目ですから、だから器の会をこれからどういうふうに町として継続してやってやるか、支援をしてやるか、その辺の考え。それで、産業課長終わったら、あと町長の器の会に対する支援、今後の。滝の上の拠点がなくなるわけですから、ここの滝の上保育所と小又保育所を廃止にして解体することについては、地域住民の賛同といいますか、地域住民のほうとの同意はしているのではないかと思うのですが、その辺も含めて。それで、町長には器の会の支援について、町の支援について伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） 器の会そのものについては、自分たちで研修の成果でもって任意でつくった団体でありまして、町がどうのこうの仕掛けたということではありません。ですから、自分たちが会を、いろんな事務局体制をとりながら会員を募ったり、あるいは集まって制作したものを、今までは何回も品定めをしながら売れるものをつくってきたと。ですから、今までやってきたことは時松先生のお力もそうなのですが、やはり単なるカルチャースクールで終わらないように、もうけるような、販売できるようなものをつくってほしいということで要請してきたところでありますが、その成果として今の器の会がございます。

うるしの会ということでありましたけれども、うるしの会はまた別な組織でありまして、そこで器の会の中で木地をつくる方と、それからわらでなった縄です。縄を加工して、さらに加工してデザイン的なものをつくる器、その2つのグループがあると思っていただいて結構だと思います。町全体を考えていくと、木地、木を使った木工製品の部分については、なかなか手がいなくて大変苦慮したところでもありますけれども、来年から本格的に、仕事をやめてそれ専門的にかかりたいという方がおりまして、その方の事務所といいましょうか、住んでいるところに新たに拠点を移して頑張っていきたいということを申しております。それは、会全体

としてそこに事務所を移すということでありまして、そのような方向で今進んでおります。

縄のほうについては、女性の会員の方が非常に多いわけですが、この震災によってわらの入手がなかなか難しくなっているという課題もあるように聞いております。ですが、最後の最後は地産地消できるような縄を利用して、できたら真室川ブランド的なものをつくっていききたいものだなという目標は掲げているようであります。そんなことも相談には乗っておりますが、全般的な金銭面での支援的なものについては一切行ってはおりません。やはり独自でやっているという部分については、かえって育つのかなというふうに私は見込んでおります。

問題は、うるしセンターにございましたいろんな機械装置をうるしセンターの中で使いますとほこりが出ることもあったものですから、うるしセンターからまず滝の上保育所のほうに装置を移しました。ですから、漆のほうについては今度いい環境になってきているのかなというふうには思っております。滝の上保育所のほうに今入っていますいろんな装置、これについても処分を考えていかなければならないというふうに思っております。処分の方法については、財産、町の財産でございますので、今内容を詰めているところでありますが、いろんな要望もあるにしても確たるものについてはまだ定まっていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 地区民等との合意という部分ですが、これまでも保育所が休所されてから、小又の場合はいきいきサロンに使っていただいて、その後学校の跡地の交流施設のほうに移られております。その間も地域で使えないかということでいろいろこちらからも働きかけたのですが、残念ながら地域としては使えないと。同じく滝の上は、今産業課長からありましたように使っていただいてはいたもののやはり拠点を移したいということでありましたので、これも地域の中で今も生活改善センター等々もあります中で滝の上を使うと、保育所を使うという状況にはないということですので、単に利用される方がいらっしやらないという判断の中で今回の条例廃止並びに新年度での解体撤去というように進めるところであります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 担当課のほうで進めてきていたことでありますので、余りどうこうというようなことは私のほうからは、わからない点もあるものですから、なんですけれども、自主的にやって、センターではなくて滝の上保育所でやりたいというようなことで町もお金を出して移動したわけでありまして。それがちょっと使ったというようなことで、あそこではできないというようなことで、自分のうちのほうでやりたいというようなことで、非常に私としては残念に思っているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 今大友議員からありました木地つくるろくろ、機械、いろんなものあそこあったわけです。昨年度になりますか、あの場所ではちょっと通いから電気料の問題、使用料の問題あったと思うのですが、なかなか使い勝手が悪いということで、使いやすい場所に移して貸してもらえないかというような話があって、私も質問した経過があります。今課長処分をしますというような話だったのですが、貸すにしても処分にしてもあそこにはまず置かれなわけですので、恐らく専門にやるという人は三滝だと思えますけれども、なるべく機械の有効利用、これをしてもらうために行政とのかかわりを持ちながら、漆、漆器の町としての特産物としてしていられるように、処分の価格等々につきましてもある程度の配慮をしながらのやり方をしてもらいたいと思ったところでした。ここら辺の考え方についてはどうなのですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、佐藤喜典君。

○産業課長（佐藤喜典） まず最初に、使い勝手が悪いということもあるかもしれませんが、それ以前に老朽化しているものですから、いろんな面でそれを使っていく中で維持管理も大変になってくるだろうという思いから、町の方針というのでしょうか、町でもどうだと、そのまま使っていていいのかというような問いかけの中で、では場所を変えなくてはなという部分を判断したというふうに思っております。あとの施設の中にありますうるしセンターから運んだいろんな器具、機械については、町の財産になっているわけでありますので、どういった処分方法がいいのか今検討を加えているところであります。ただ、耐用年数とか全部過ぎているものではあります、まだ立派に使える装置でもありますので、例えば、例えばですけれども、公募による方法とか、あるいは現在使っている方々への配慮とか、いろんなことが考えられるかと思えます。今ここで決定しているという部分についてはまだありませんので、その点はご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 今処分するというような話だったので、ちょっとこの話をさせてもらったのですが、やっぱり町の特産物としてこれ生かしていかなければならないものなのですから、私からいきますと町とのつながりをつけながらいかなければと思うので、貸し出しをしていったほうがいいのかという感じすごく思うのですが、今課長の答弁は処分の仕方ということですが、貸すのか売なのか、そういう流れになると思うのですが、そこら辺を漆の産地としてある程度町をアピールできるような環境の中での木地づくり、漆生産、これを考えて使い方を検討してもらいたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第8、議案第6号 真室川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定**についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。高橋保君。

○5番(高橋 保) 介護保険条例の一部を改正する件なのですが、保険料率を定める場合、前期、いわゆる第4期の22年度か23年度の利用実績をもとにして、第5期の介護保険事業計画期間の24年から26年までの3年間における保険料率を定めたと思うのですが、これから第5期終わって第6期までどのくらいふえていくか予測していますか。

それと、大変な値上げになるわけです。年額1万6,300円、月額にすると1,414円というふうな値上げなのですが、近隣市町村のいわゆる状況を把握しているならばその近隣市町村の値上げの状況等わかればお知らせいただきたいと思います。

○議長(佐藤忠吉) 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長(佐藤佐幸) 第5期の保険料は、今議員がおっしゃられるような状況に値上げになってしまいます。これにつきましては、施政方針の中でも町長が述べましたように4期までの動静、さらには5期の被保険者、要介護認定者、さらに新たな施設の利用増の動静を踏まえながら試算をしたところであります。ただ、町が試算しただけでなくて、県のヒアリングの中でも適正な範囲なのか、あと財源的に5期の中で枯渇することがないのかという部分も含めながら検討を重ねて、最終的にこの金額ということで試算したところであります。第6期という話になりますと、国の介護報酬単価、さらには制度変更というのがなかなか見えていない、あと税との一体改革の流れがわからないという状況ですので、現段階ではとりあえず5期期間中に賄える保険料という判断をしたところであります。

さらに、近隣市町村の状況ということですが、まだ各市町村議会開催中で正式な保険料の決定はなされていないという状況でありますけれども、1月末で先ほど申し上げた山形県として各市町村から聞き取った段階の数字は県のほうから町に連絡がありましたので、その状況だけをお知らせ申し上げたいと思います。最上管内では、新庄市が5,144円、月額です。5,144円。金山町、4,410円。これは、4期のときに上げましたので、その金額を維持されるようであり

ます。最上町、4,865円。4,865円。舟形町、5,000円。舟形町、5,000円。鮭川村、4,982円。戸沢村、4,960円。大蔵村、これがちょっとほかと違うところで3,700円という状況であります。今申し上げたように各市町村とも4,000円台後半、大蔵村についてはどういう理由でこの金額なのかちょっとわかりかねてはおるのですが、多くは我が町と同じような被保険者、要介護認定、さらには施設入所の増というところで今回値上げせざるを得ないという状況になったのかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 今は、介護報酬の中でその施設で働く職員の給与分として2.3%ぐらいでしたでしょうか、そのくらいを見ておったのですが、その分が23年度で打ち切りだと。今後どうしたらいいかというふうなことで、各施設のほうでは反対しているようですけれども、いわゆる繰越金なり、あるいは内部留保金で賄っていかざるを得ないというふうな現状にあるというふうなことお聞きしているのですが、その介護施設というのは高齢者がいて、利用が多ければ介護保険も上げざるを得ないというふうな結果になるわけですが、介護予防に力を入れてはきているのですが、特別な介護予防対策としてまず考えていることはないのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 介護給付費、本当に伸びが先ほど来申されるように大きくなってきています。介護予防対策についても地域包括支援センターを中心に、あと地域内の事業所からの協力を得ながら対応しているところです。1つは、いきいきシニアクラブという形でうちの施設の中で保健師と地域包括支援センターが協力しながら軽運動をするもの。さらには、個別に、夜になるのですが、来ていただいて、これは若年と言っているが、1号被保険者も入っているのですが、幅広くヘルスアップ教室ということで健康づくりを兼ねた形での予防をしていただいています。あといきいきサロンや老人クラブの会合に出向きまして、いろいろ家庭でできる予防体操とか、そういう普及をしております。一方で、町内の企業に、事業所にご協力いただきながらパワーリハビリ、これについても今年度、23年度から新たに取り組みを始めたところです。人数が少し参加人数少なくて残念に思っているのですが、参加された方々の効果、筋力の増強という部分はやはり非常に効果があったなというように今のところ見ておりますので、来年度もさらに参加人数をふやしながら、より介護予防に力を入れていきたいなというように考えているところです。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 介護費用が抑制されて、そしてそのためにはやっぱり介護予防というふうな分野が非常に大きくウエートを占めるものと、私はそういうふうに考えます。ぜひそこら辺に力点を置きながら介護費のいわゆる抑制に努めていただきたい、そういうふうに思いまして、質

問をこれで終わります。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 介護料を値上げする、保険料を値上げする、大変心苦しいのです。ところで、これだけ上げるには相当の要因があると思うのです。例えば認定者の介護度が随分上がったと、また施設の利用者がふえたと。あとは介護人の給料の問題とか、いろんなものがあると思うのです。そういったことの要因の一つ一つを説明の中にもう少し詳しく入れてもらいたいのです。これだけだとやっぱり、はい、そうですかとなかなか言いにくいです。言いません。出されたら、はい、そうですかとはい言いませんよ、これだけの値上げするのですから。説明がつきません。その根拠、値上げの根拠、少し詳しく、数字、パーセント、こういうものを使いながら私たちに説明をしていただければありがたいのですけれども、いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 議員がおっしゃられる部分で大きく5つの要素というように考えております。1つは、先ほども申し上げましたけれども、要介護認定者の増ということであります。現在第3期の、今年度10月の月報でありますけれども、要介護者合計が291名であります。これが推計ではありますけれども、26年度、5期の最終年であります……済みません。先ほどの数字間違えました。これ在宅の人数言ってしまいました。291というのは在宅です。申しわけありません。全体です。施設も入れた分が506でございました。申しわけありません。訂正をお願いいたします。506名が539名、539名になるというように推計しております。

あと次の要因であります。次の要因が施設等のサービス利用増というように考えております。これも今年度10月時点での施設利用が144、これは特養、老健、療養型施設を含めた人数であります、144であります、26年度では167、167というように推計しております。さらには、来年度から、24年度から介護報酬が改定されます。在宅で1.0、施設で0.2、合わせて1.2%の増ということになってございます。

さらには、4期内で保有しておりました基金、これが枯渇しましてゼロ。

さらには、県からの借り入れ起こすというような要素がありますので、その部分で余力がなくなっているという状況であります。

さらには、国の制度の中で、介護保険財政の中で第1号被保険者が負担すべき割合というのがありまして、4期は20%であったものが5期からは21%、1%ではありますけれども、増額になりまして、国からの負担分が減るという状況であります。その分も介護保険料の増額の要因となっております。

以上、我々としては5点が主な要素というように考えております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） ご丁寧にありがとうございます。でも、要介護認定506人が539人になるだろう

という推定の数字、それから施設等でのサービス144から167名というような推定の数字を出していただきました。私から見ますと、案外少ない増ではないかなというふうに思ったのですが、あなた方の事務屋から見れば大変大きな数字に思っていると思います。それから、基金ゼロになりそうだというふうな話ありました。これこのまま基金ゼロでいく予定なのですか、それとも増額してまた基金を積み立てし直すというようなことをやるつもりですか。これを一般会計から繰り入れるとか、あるいは保険料から積み立てしていくとか、この辺の説明をひとつお願いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 介護保険の基金につきましては、介護保険の保険料の中で譲与分を積み立てることになってございます。これまで3期までの間に年々譲与が出たをものを4期までで、4期の当初に八千何がしを保有しておったのですが、4期の中で徐々に給付費が計画以上に伸びていったということもありまして、最終年度、23年度では基金をすべて取り崩しても足りないという状況になりましたので、1,170万ほどを県の基金からお借りするという状況になります。そのお借りしたものについては、当初予算と関連するのですが、第5期の3カ年の中で均等償還、無利子の均等償還という形になりますので、その分を含めると新たに介護保険料で譲与が出るという状況にはございません。また、介護保険会計に対する一般会計の繰り出しについては基準がありますので、基準を超えた繰り出し、繰り入れは認められておりませんので、最終的には5期の中でも基金の保有は難しいのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 聞けばそうなのかというふうに納得せざるを得ません。やっぱりこれから高齢化社会になって、本当に施設なんか利用する方はふえると思います。また、秋山に梅花苑ですか、オープンしますね、5月。またふえると思うのです。そういった意味でもこれからの介護保険料どうなるのだろうというふうに本当に不安になります。それに加えて健康保険とか、いろんなもの上がりますね。上げざるを得ません。本当にこういう料金を払うために生きているのかなというふうに考えざるを得ない人も中には出てくると思うのです。国の制度というか、町の制度というか、こういうこと老後のためというようなことでやったものですから、それは仕方ないと思います。ただ、今の経済状況、先行き不安な経済状況の中で、やっぱり上げるということを極力避けるような施設の運営とか保険の運用、こういうものを考えていかないと本当に惨めなことになってしまうのではないかなというふうに私危惧します。この辺のところどうですか。保険料増額しなくてもいいだろうというような何か新しい知恵、施策みたいなのがあったらこの辺でお披露目願いたいというふうに思いますけれども、なかったらなかったでよろしいです。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 保険料の抑制という部分については、非常に本当に難しいと思います。町の施策の中ですと、先ほど高橋保議員がおっしゃられる介護予防で新たな介護度の高い方を極力少なくすること、あと施設についても適正な利用でなされるようなケアプランを各ケアマネジャーに策定を指導していくというぐらいしか今の段階で抜本的な負担軽減というか、抑制という部分にはできないのかなと。これは、我が町のみならず恐らく日本国じゅう皆同じような情勢下にあるので、国ではいろんな形で新たな財源を見出そうとしているのではないかなというように考えております。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。外山正利君。

○1 番（外山正利） 秋山の梅花苑の関係、これは24年度から5月に開園ですけれども、それは見込んでいるということなのかです。そしてあと、単純ずばっと聞きますけれども、梅花苑ができたことによってどのぐらい上がっているか、それ教えてください。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 梅花苑の開設に伴う入所見込みも含めております。以前の議会でも何度か答弁申し上げておりますが、およそ26年度ということで申し上げますと35名程度の入所ではないかなと。ただ、24年度の開所時点ではもう少し少ない状況かと思われます。その影響ということになりますと、これも在宅から施設へという移動のこともありますので、その部分がすべて介護保険料の増額に寄与していると言われると必ずしも正しくないかもしれませんが、およそですが、1,000円から1,200円程度の間、施設利用が35名ふえた部分での影響もあるのではないかなというふうに推測しております。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9、議案第7号 真室川町土地開発公社の解散についてを議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第10、議案第8号 真室川町辺地総合整備計画の変更についてを議題と**します。

質疑を求めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第11、以上をもって本日の会議日程は終了いたしました。**

本日はこれをもって散会といたします。

(午後 3時01分)